

令和 7 年 2 月 19 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 2 号



令和 7 年 2 月  
第438回長野県議会(定例会)会議録 (第2号)

令和7年2月19日(水曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一  
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清  
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一  
副 知 事 関 昇 一 郎  
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆  
企画振興部長 中 村 徹  
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人  
総務部長 渡 辺 高 秀  
県民文化部長 直 江 崇  
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明  
健康福祉部長 笹 渕 美 香  
環境部長 諏 訪 孝 治  
産業労働部長 田 中 達 也  
産業労働部営業局長 合 津 俊 雄  
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農政部長 小 林 茂 樹  
林務部長 須 藤 俊 一  
建設部長 新 田 恭 士  
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎  
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久  
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正  
財政課長 新 納 範 久  
教 育 長 武 田 育 夫  
教 育 次 長 米 沢 一 馬  
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦  
警察本部長 鈴 木 達 也  
警 務 部 長 長 瀬 悠  
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉  
議 事 課 長 矢 島 武  
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香  
議 事 課 主 事 片 桐 美 代 子  
総務課庶務係長 矢 島 修 治  
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

令和7年2月19日（水曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

---

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

---

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和7年2月19日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和7年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第74号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第6号）案

第75号 令和6年度長野県公債費特別会計補正予算（第1号）案

第76号 令和6年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

第77号 令和6年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）案

- 第 78 号 令和 6 年度長野県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案  
第 79 号 令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案  
第 80 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 3 号）案  
第 81 号 令和 6 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案  
第 82 号 令和 6 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案  
第 83 号 令和 6 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案  
第 84 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
第 85 号 副知事の選任について  
第 86 号 防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

---

### ●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、令和 6 年度一般会計補正予算案など予算案10件、条例案 1 件、事件案 2 件です。

一般会計補正予算案は122億9,099万 6 千円の減額であります。

増額する主なものは、減債基金、こどもの未来支援基金及び国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金等の積立てに要する経費、道路除雪費、介護職員等処遇改善支援事業費のほか、交通系 IC カードを導入する県内地域鉄道事業者や穀類乾燥調製施設の再編・集約を行う農業協同組合への支援に要する経費などであります。

減額となりますのは、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴うものであります。

歳入につきましては、県税117億3,309万9千円、地方交付税75億6,184万4千円、地方消費税清算金53億6,309万1千円を増額する一方、諸収入179億6,939万円、県債88億8,700万円、国庫支出金74億7,775万3千円を減額するなどしております。

本年度の一般会計予算は、今回の補正により、1兆837億2,659万2千円となります。

特別会計補正予算案は公債費特別会計など5会計、企業特別会計補正予算案は総合リハビリテーション事業会計など4会計であり、事業計画の変更などに伴う補正であります。

事件案は、「副知事の選任について」及び「防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について」であります。

「副知事の選任について」は、二人目の副知事として新田恭士氏の選任をお願いするものであります。新田氏は、これまで建設部長として道路ネットワークの整備や流域治水対策、インフラの老朽化対策などに手腕を発揮していただきました。県土のグランドデザイン策定、DX推進など直面する県政課題に対応していくためには、新田氏の力が必要であると考えております。

「防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について」は、昨年2月定例会で議決をいただき控訴した事案について、裁判所から提示のあった和解案に合意しようとするものであります。あわせて、今回の和解金の支払いに伴い、県組織全体を統括する立場としての責任に鑑み、私自身の給料を2か月間、副知事の給料を1か月間、それぞれ10パーセント減額する条例案を提出させていただきました。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

---

### ●各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

自由民主党県議団代表風間辰一議員。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）我が国の最重要課題の一つでありましたコロナ対応が収束し、平時に戻りつつある中、年間260万人台を記録していた我が国の出生数は、2024年には70万人のライン

を切ることも予想され、我が県の人口も200万人を割るなど、少子化・人口減少問題が現実のものとして感じられるようになりました。

国は、こども未来戦略方針を公表し、本県においても、人口減少を前提とした上で社会経済が成り立つための仕組みづくりを検討するため、戦略検討会議を立ち上げ、昨年2月に戦略方針案を公表し、その後、若者、女性をはじめとした幅広い声を拾い集め、12月には県も参加する県民会議において信州未来共創戦略が決定されました。これからの取組が大変重要になります。

また、賃金の上昇が価格に追いつかない。物価高騰の動きはとどまらず、県民生活に追い打ちをかけております。国外を見れば、米国は相互関税政策にかじを切り、同盟国に対しても品目別に関税をかけようとする動きを見せ、我が国経済、県内産業にも大きな影響を与える新たな問題として浮上しております。

コロナ禍からようやく抜け出し、元の生活に戻って、前向きに、これから日本全体や我が県が経済再生と地方再生に力を入れようとするときだからこそ、国や県による県民へのためまぬ支援への努力はこれからが必要と感じております。

4期目の知事の県政も、まだまだ険しい道のりがこの先に待ち受けていることと思いますが、4期目の当選をされてから2年以上が経過し、現在の様々な懸案事項を抱える県政の責任者として、これまでの県政運営を振り返り、御自身の政策についてどう評価しているか。また、様々な困難を抱える今、県政はどうあるべきか。今後の意気込みについてと併せ、知事に伺います。

来年2026年は、現在の長野県が発足してから150年目となります。南北に長く広大な県土を擁する我が県では、地域ごとに美しい自然景観を有し、特色ある文化や産業などが築かれてまいりました。明治から大正、昭和、平成、令和と時代が変化し、急速な少子高齢化や人口減少が進む中で、新たな未来をつくり出していくためにも、150周年という節目に合わせ、改めて地域を見つめ直し、若者を含め、県民が郷土への愛着を深める取組を進めるべきと思います。

少子化・人口減少対策調査特別委員会として様々な御意見や知見を拝聴する中、特に印象深く残ったものは、人口減少に歯止めをかけるためには、人の心に訴え、将来にわたり、世代を超えてこの問題が心に響き続けることとの御指摘でありました。粘り強く訴え続け、問題の共有化ができたとき、初めて解決に向けて動き出すというものであります。

それには時間もかかり、ヨーロッパでは50年かけて人口増にようやく転じたとのことでありますが、その際大事なことは、郷土に対して時に思いをはせる気持ちをどこかに持ち続けることとであり、また、そうさせることであり、国や県が努力を惜しんではならないところであるとのことであります。私もここが解決に向かう要諦と考えます。

それゆえ、150年という節目に県民全員が先人の残した足跡を立ち止まって見ることは、長野県の今と今後を考える上で貴重な好機と思います。これについての知事の見解と、県政施行150周年についての御所見をお伺いします。

長野県の人口は、2024年2月に200万人を割り込み、なおも減少傾向は続くと県は見立てています。この状況下では、財政状況も厳しさを増す一方であることは火を見るより明らかであります。

本県の令和5年度決算の一般会計歳入は約1兆1,272億円で、このうち県税は22.2%の2,502億円にとどまりますが、日本の首都である東京都の令和5年度決算の一般会計歳入は約8兆4,831億円で、このうち4分の3に当たる約6兆3,443億円を都税が占めています。6兆3,000億と2,500億、地方税収を比較すれば、東京は長野県の25倍にも上り、人口規模を考慮しても格差は明らかであります。

東京には、人、企業、金が集まり、潤沢な税収を基に、他の地方自治体にできない大胆な施策を打つことができます。一例として、都は来年度の予算で、学生などの若者を対象に、所得に関わりなく海外留学費用を助成するほか、4月以降に採用する教員及び技術系の地方公務員を対象に、奨学金の半分を負担する制度も始めるとのことです。

このように、大規模な予算を伴う施策でも、独自財源で思う存分に実施できる東京都とは違い、大多数の地方自治体は、地方交付税に頼り、ごく限られた予算をやりくりして細々と運営しているのが実態です。結果として未来を担う若者たちが地元に残らずに東京に流出し、全国各地の地方が衰退する傾向に歯止めがかかりません。

国には、これまでの税制などもろもろの制度を抜本的に見直すことで、地方に企業が集まり、産業群を形成し、人口が増えるための抜本的な改革を求めたいと考えます。東京一極集中を是正する方策として、法人事業税など税制の抜本的な見直しをはじめ、現在の地方交付税交付金の大幅な増額などが考えられますが、知事としてどのような改革策が必要と考えるか、見解を伺います。

東京一極集中の是正に関連しては、省庁の地方移転についても、人、物、金や各分野の集積群が動くことで大きなインパクトと変化を与えることとなり、本気で地方創生を訴えるなら、国はもっと本腰を入れて積極的に推進するべきと考えます。

文化庁は、東京一極集中を是正して地方創生を推進するため、2023年に京都府に移転しました。東京から離れることで業務に支障が出ることを危惧する声もありましたが、専用のテレビ会議システムを導入するなど、デジタル技術を活用した新しい働き方によって、移転前と同等以上の実績を出すように努めているとのことです。先月、自民党県議団が移転後の文化庁を視察に訪れた際に対応された職員の話では、京都で実際に働く職員からの評判もよいとの

話を伺っております。

長野県においても、本県と関係の深い省庁を呼び込むことができれば、国との間で施策を一体的に実施しやすくなり、政策効果が上がるのが想定されます。特に、本県は環境への取組が進んでいることから、環境省は本県の動向を注視しておりますし、日本有数の森林面積を誇る本県では、林野庁との相性もよいと考えます。少子化・人口減少が進む本県の状況を少しでも緩和するため、また、東京に集中する省庁の一部だけでも本県に移転すれば、経済効果の上でも、担い手不足解消の上でも、効果が大きいと考えます。本県への省庁移転についての見解を知事に伺います。

本県でも少子化及び人口減少が続くことを受け、本県議会は、令和5年6月に決議により特別委員会を設立して、以来10回の調査会を開催し、その都度質疑を通じて執行部と対話を繰り返し返してまいりました。また、経済学者及び社会学者といった専門家を招いて講演会を開催し、少子化問題への理解を深めるとともに、福井、三重など県外の少子化対策の先進事例を視察。こども家庭庁での意見交換、日本総合研究所にも赴き、少子化問題の専門家から貴重な意見を頂戴するなど、精力的に活動してまいりました。

今回の戦略が出来上がるまで、特別委員会としては、委員会活動を通じて戦略づくりに関与して、一定の成果を上げることができたと考えております。今後戦略に基づいて実践していく上で、前述したように、まず県民一人一人に危機意識を持ってもらい、少子化対策への理解を得て協力してもらうことが必要になります。また、事業者の皆様にも、子育てのしやすい環境を整備していただくこと等、オール信州で取り組まなければ成功しません。この問題は、県単独の取組でどうにかできる話ではなく、高額な教育費の無償化など国の積極的な取組がなされた上で、足りない部分を自治体の施策で埋めていく作業が必要になります。

なお、委員会活動とは別に、自民党県議団として国に意見し、働きかけ、国は、地域における少子化対策の取組への支援として95億円の補正予算を予算化しました。地方議会が動き、国の予算編成に影響を与え、事業化したといったケースは極めてまれで、特筆すべきことではあります。それだけ国も地方の声を反映し、有効な手段を見いだしたいとする前向きな気持ちの表れと考えます。

この財源も有効活用するなど、少子化傾向を反転する契機として、スピード感を持って対応すべきと考えますが、4月以降、信州未来共創戦略に基づいて今後どのように取り組んでいくのか。また、戦略を進めていく際に鍵となる若者及び女性にどのように対応していくのか。併せて知事に伺います。

特別委員会の調査の中では、複数の委員から、ライフプラン教育の重要性についての話が度々出たところであります。また、昨年11月の決議の中においても、戦略にはライフプラン教

育を盛り込み、その実現に十分な予算措置を講ずることを明記しております。

出産を望むときに年齢的に子供を産めないといったことがないように、進学・就職に加えて、結婚及び出産までを含めた総合的なライフプラン教育を受けることで、全ての県民が思い描いた理想の人生を送ってほしいと切に願うものでありますが、義務教育課程及び高校教育課程においてライフプラン教育を実践する上での考え方と今後の取組について教育長の見解を伺います。

我が国は、その自然的条件から、毎年のように水害、土砂災害、地震、津波等の自然災害が発生している世界有数の災害大国。とりわけ、地震については、世界の大規模地震、マグニチュード6以上の約2割が発生する地震多発国であります。

振り返ると、平成7年に発生した阪神・淡路大震災、相次ぐ余震が影響を与えた平成16年新潟県中越地震、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した平成23年東日本大震災、そして、元日の家族団らんの時間を襲い甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震は記憶に新しいところであります。改めて犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

あの地震から1年1か月。復興の最中に発生した奥能登豪雨からは5か月が経過しました。2月12日時点で地震による災害関連死が298名となり、今後300名を超える見通しの中、被災者の恒久的住まいの確保、災害廃棄物処理の加速、道路・港湾等のインフラの本格的復旧、地域産業の再生など、被災者の生活となりわいの確保、被災地の暮らしの基盤の再建に向けて取り組むべき課題はまだまだ数多く残されております。

本県もこれまで数多くの災害に見舞われてきたとはいえ、今回の地震は決して人ごとではありません。我々は県民の命と財産を守り抜くため、あの災害を他山の石として、対応、教訓を学び、しあわせ信州創造プラン3.0で掲げた災害に強い県づくりを着実に進めなければなりません。

昨年、県は、長野県地震防災対策強化アクションプランを取りまとめ、鋭意取組を進めているものと承知しております。地震災害死ゼロを現実のものとするため、防災立県長野への歩みをさらに確かなものとしていく必要があります。

そこで、本県が取り組むべき優先課題4点について質問いたします。

1点目は、住宅の耐震化についてであります。

能登半島地震では多数の建物被害が発生し、特に被害が集中した地域では、旧耐震基準による木造建築物の2割が倒壊したとのことであります。また、警察庁によると、昨年10月末時点で、災害関連死を除く死者の死因は、約4割が圧死、2割が窒息・呼吸不全であり、多くの方が倒壊した建物の下敷きになり、命を落としています。本県も、この現実を直視しなければな

りません。県民の命を守るため、目標を前倒ししてでも早期に住宅耐震化を進めるべきと考えますが、今後の戦略と県民の理解を深め、動かすための具体的な方策について建設部長に伺います。

2点目は、国県道等主要な幹線道路の複線化についてであります。

主要な幹線道路が被災により損壊し、孤立した集落は、救援物資や食料、医療物資も届かず、自衛隊による必死の救援網の開削と人命救助が行われ、改めて交通網複線化の重要性を認識させられました。

また、本県においても、令和3年7月6日、国道19号の長野市篠ノ井小松原地籍における地すべりにより国道19号が一時全面通行止めになり、その後、日中は片側交互通行、夜間は全面通行止めになるなど、長野市街地への通勤・通学など日常生活において大変な不便が生じました。通行止めの迂回路として、長野市街地に通勤・通学する県道ルートは残されていたものの、狭隘な道路に大型車が入り込み、地域住民の生活に大きな支障が生じ、災害時に主要な国道が不通になるといかに影響が大きいかを深く認識した事案でありました。

このように、山間地が多い本県は、地震や地すべりなどの災害で主要な幹線道路が一旦不通になると、住民生活をはじめ、産業、観光に非常に大きな影響を与えます。県内各地の主要な国道には、バイパスとして県道を改良化して、複線化することが必要と考えますが、今後どのように進めていくか、建設部長に伺います。

3点目は、ライフライン、中でも上下水道の事前防災についてであります。

能登では、耐震化が実施されていなかった基幹施設等に被害が生じたことで、広範囲での断水や下水管内の滞水が発生し、復旧の長期化を生じさせました。また、最近では、埼玉県八潮市の県道交差点で、通行中のトラックが道路の陥没に巻き込まれるという痛ましい事故も発生しており、下水道管の老朽化によるものと、衝撃をもって報じられております。

県管理の県内の地下に敷設された下水道管の老朽化の状況に関し、同様の心配はないか。管路の老朽化についてはどのように把握しているか。本県では、全市町村において上下水道耐震化計画が策定されており、今後計画的に耐震化に取り組まれていくものと承知しておりますが、上下水道システムの急所となる施設の耐震化、強靱化、避難所など重要施設に関わる上下水道管路の一体的な耐震化について、県流域下水道の対応はもとより、市町村に対して具体的にどのように支援対策を講じるのか。併せて環境部長にお伺いいたします。

4点目は、避難生活への備えについてであります。

既に述べたとおり、今般の地震では、家屋倒壊などによる直接死の死者数228人を上回り、300人を超える災害関連死が発生する見通しであります。発災時に救われた命が劣悪な避難生活の中で失われることがあっては決してなりません。真に県民の安全・安心を確保するため

のように避難環境を整備するのか。とりわけ、物資備蓄を市町村と共に進めていくお考えなのか。また、在宅及び車中泊の避難者並びに二次避難への対応策について危機管理部長に伺います。

県警の長年の悲願だった警察本部庁舎の建設がようやく実現に向けて大きく動き出しました。本部庁舎の立地に関しては、防災の観点から、活断層上や浸水想定区域での建築を避けることはもちろん、警察業務の特性から、緊急車両が出入りできる接道も必須となります。さらに、知事部局、議会との密接な連携の必要性から、県庁舎と近い場所が適当との判断をされ、また、県有地を中心に、一定程度の規模を確保できるという観点で、長野合同庁舎の北側駐車場周辺が候補地として決定を見たところであります。

しかし、ここから先がまだまだ遠い道のりであります。住民から理解を得られる計画にしていかなければならない一方で、接道環境を担保するには、周辺の不動産を県有施設に変えるための了承も得なければなりません。議員会館の廃止に伴う執務スペースの確保、庁舎建設に伴って既存の駐車場の代替地も必要であり、まちづくりの観点から長野市との話し合いも必要になります。

ここで忘れてはいけないことは、本丸は県警の本部庁舎の建設であるということでもあります。一刻も早く完成させることを念頭に置いて、粘り強く話し合いを進めながら早急に計画を練り上げていく必要があります。そこで、県警の新庁舎建設に伴う周辺整備について、令和9年度末までに庁舎の規模及び配置を示した基本計画を策定するとのことではありますが、そこに至るまでの進め方について知事に伺います。

また、長年の悲願だった警察本部庁舎の建設計画が本格的に動き出したことについて県警本部長の所感を伺います。

1997年10月の新幹線開通に伴って、しなの鉄道は並行在来線としてJR東日本から経営分離されて今に至ります。途中、様々な経過を踏まえて北しなの線も新たに編入され、地域の足としてなくてはならない存在となっております。

しかし、設備、資産が身の丈に合わない規模をJRから引き受けた結果、線路をはじめとして、定期的な交換作業などにより維持補修に過大な費用がかかっています。施設が老朽化しており、修繕・交換費用などが経営を圧迫していることも事実であります。

かつてJRで使用されていた際には、特急電車の走行に耐えるために高い強度を誇る線路等級の設備で対応する必要がありましたが、現在は特急電車が走ることはありませんので、従来の線路等級ほどの強度を必要としません。しかし、設備の強度を落とすためには、安全性が担保されることを証明し、国の了承を得る必要があるとのことであり、簡単にはいきそうにありません。この手続一つ取り上げただけでも、公共交通の事業者が担う責任の重さの一端がかい

ま見えてまいります。

しなの鉄道の運営を改善するためには、ホーム、線路といった設備のスリム化が、いずれにせよ、避けては通れません。自社で対応するには負担が重いと考えますが、県として今後どのように支援をするのか、交通政策局長に伺います。

また、沿線自治体の人口減少により、かつてよりも乗客数は減り、運営は一層厳しさを増しており、昨年度決算は、本業のもうけを示す営業損益が3,600万円余りの赤字となり、4年連続の赤字となっております。

インバウンドの増加など時代に合わせたキャッシュレス決済に対応するために、しなの鉄道は、攻めの経営で、S u i c a 対応の自動改札機を令和8年3月に全面導入することを決めましたが、導入に当たっては、総額16億5,000万円と多額の費用がかかります。

このS u i c a 全面導入に伴う費用のうち、国と県がそれぞれ5億5,000万円ずつ負担し、残り5億5,000万円をしなの鉄道及び沿線の市町村で負担するとのことでありますが、赤字経営が続くしなの鉄道に対して県は今後どのように支援するのか。交通政策局長に伺います。

最近、交通・移動など諸問題を解決するためにスマートフォンを活用した新たなサービス、M a a S が注目されております。スマートフォンでM a a S のアプリを立ち上げれば、目的地までの交通手段の検索から、ホテルの予約、支払いまで可能になる仕組みで、現在、全国で取組が進んでおります。

九州経済連合会が九州地域一体で推進する九州M a a S、近隣では、群馬県と前橋市が進めているG u n M a a S があるほか、県内では、J R 東日本が中心となって、北信濃エリアにおいて旅行客を対象とした観光M a a S を導入している事例があります。

九州M a a S では、九州経済連合会、西日本鉄道、J R 九州が官民連携の実行組織の設置を決め、研究会発足から約2年間でアプリの運営開始にこぎ着けました。本県の場合、九州とは条件が異なり、路線によって異なるJ R 各社が運行し、また、公共交通などもその地域により多岐にわたるため、実現するまでには時間と労力が必要となりますが、長野県としても、観光客の利便性向上や広域周遊及び滞在の促進とともに、公共交通の利用促進に向け、観光M a a S の導入を積極的に進めるべきと考えます。

長野県において、観光M a a S に取り組む意義及び導入に当たっての課題をどのように捉えておられるか。また、宿泊税の活用も視野に、県として観光M a a S にどのように取り組んでいくのか。以上2点を観光スポーツ部長に伺います。

そして、長野県観光がさらに発展する可能性を秘めている信州観光M a a S についての期待を知事に伺います。

今定例会に条例案が提出された宿泊税については、これまで、その在り方について、本会議、

各委員会、観光振興議連においても多くの議論が交わされてまいりましたが、中でも、その用途がどうあるべきかについては、今後の長野県観光が目指す方向性を明確にする上でも重要なポイントであると考えております。

世界水準の山岳高原観光地づくりを標榜する我が県においては、観光客の皆様から頂く税を、オーバーツーリズムへの対策をはじめ、観光客の受入れ環境整備の取組に充てていくことがふさわしいと考えます。

一方で、旅行形態の個人化、グループ化、体験型観光を求める傾向など、近年における旅行者のニーズは大きく変化しており、旅行業や宿泊業のほかにも、交通、デジタル、製造など様々な産業分野に関係してくる観光地の環境整備の取組は、観光スポーツ部だけでなく、企画振興部、建設部、産業労働部などが相互に連携し、部局横断的に実現していくことが求められると考えますが、これについての今後の展開及び所見を知事に伺います。

近年の世界の食料需給の変動や地球温暖化の進行、人口減少など、食料、農業及び農村をめぐる我が国の情勢が大きく変化しております。このことを踏まえ、国は、昨年6月、農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法を四半世紀ぶりに改正し、新たに食料安全保障の確保や環境と調和の取れた食料システムの確立を規定するなどの見直しを行い、関連する基本的施策等を定め、今後5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとしております。

また、改正基本法で定める基本理念の実現を図る観点から、現在、国では、中長期的に取り組むべき方針を定める基本計画を策定しているところであります。

これらを踏まえて、以下3点を農政部長に伺います。

まず、今回の基本法改正を踏まえ、本県の農業者が、将来にわたり安心して農業を営み、農業を維持していけるよう、県として今後どのように対応していくのか、その方針について。

2点目として、地球温暖化に対応し、今後も本県農業を発展させていくため、県としてどのように取り組んでいくのか。さらに、農業者の減少下においても食料を安定的に供給していくためには、農地や農業用水をしっかりと維持し、生産性を向上させていくことが必要と考えますが、農業生産基盤の整備をどのような方針で進めていくのか。以上、農政部長に伺います。

昨年度、長野県議会では、環境政策推進議員連盟に調査会を立ち上げ、県産材利用を促し、かつ、脱炭素を推進する条例の制定作業を進めてまいりました。昨年末に条例骨子案をまとめ、先月初旬までパブリックコメントにかけ、県民意見の聴取を終えて、今定例会に議案を上程する予定となります。

長野県は、森林面積が県土の約8割を占める全国有数の森林県であり、県民は古くから森林の恵みを楽しんでまいりました。近年は、住宅等の様々な分野で木材に代わる素材が利用されているほか、外国産の木材との競合及び担い手不足を背景に、林業・木材産業等を取り巻く環

境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分とは言えない状況にあります。県内の人工林が本格的な利用期を迎えている今こそ、県産材のより一層の利用促進を図る必要があります。

条例案では、林業事業者をはじめ、森林所有者、県民などそれぞれの役割を定め、県が整備する公共建築物及び公共土木施設等の整備に当たっては、県が率先して県産材を利用することなどを明記しております。また、一定の規模以上の木造建築物を建立した際に税制面で有利となる認証制度など様々な施策の横展開となって、県産材の利活用を促進する根拠法として今後生かしていただきたいと考えます。

そこで、以下について伺います。

この条例に基づき、県産材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を定めることとなりますが、どのような内容を盛り込むことを想定しているのか。さらに、現行の長野県内の建築物等における県産材利用方針との関係はどうなるのか。林務部長に伺います。

また、県有施設について、県産材を利用した木造化・木質化に関する見通し、今後の方針について伺うとともに、部局横断の横展開について具体的にどのような施策を打ち出していかうとお考えか。知事にお伺いいたします。

長野県を代表する発酵食品であるみそは、寒暖差が大きい気象条件を生かし、先人から受け継いだ知識や技術を発展させながら取り組んだ結果、現在では全国1位の出荷額を誇っております。また、日本酒やワインをはじめとする酒類の製造所の合計数は全国1位であり、数々のコンクールで優秀な成績を取っており、その品質と技術力が注目されております。

こうした中、「発酵・長寿県」をコンセプトに令和5年11月に立ち上がった発酵食品産業8団体が主導するコンソーシアム、発酵バレーNAGANOは、展示・販売会を開催するなど、現在積極的に取り組んでいるところであります。

また、昨年10月には、アメリカで、「発酵・長寿NAGANOの食」をテーマに、知事や食品産業各社による発酵食品についてのトップセールスが行われました。今後の発酵食品をはじめとした県産品の輸出拡大にも期待を寄せているところであります。

さらに、昨年12月には、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されたことは記憶に新しいところであり、日本酒をはじめとした県産発酵食品のブランド力を高める好機でもあると認識しております。

こうした動きは、農業者、流通事業者、観光事業者への好循環をもたらし、県内産業全体に好影響を与えるだけでなく、本県のブランド力の向上が図られると考えます。県内発酵食品の振興や魅力発信をさらに進めていく必要があると考えますが、発酵食品に対する県のこれまで

の取組と今後の展望について産業労働部長に伺います。

発酵食品も含め、県内企業が生み出す商品にさらなる付加価値をつけていくことが雇用維持や所得の増加のためには重要になります。そのためには、新しい技術への支援はもちろん、超精密加工など世界でも十分通用する長野県の強みをさらに磨き上げるためにも、県工業技術総合センターの機能を維持発展させていくことが必要と考えます。このため、材料、精密機械、環境・情報及び食品に関わる四つの部門において技術支援を行っている工業技術総合センターの役割は極めて重要であり、その機能強化が必要と考えます。

そこで、県内中小企業の技術支援の拠点として重要な役割を担う工業技術総合センターにおいては、市場動向や技術動向など社会環境の変化や施設の老朽化等を踏まえ、今後どのようにセンター全体の機能強化を進めていくのか。具体的な時期及び内容はどのようになるのか。そのロードマップについて産業労働部長に伺います。

工業技術総合センターは、もともとは平成17年に工業試験場、食品工業試験場などを統合して発足したものであり、各部門の中核的な施設が老朽化していることに加え、研究開発や企業からの依頼試験等を行う研究職員が慢性的に不足するなど、今後その機能が維持できるのか、危惧しております。特に、食品技術部門は、昭和45年に設置され、施設も建築から54年が経過して老朽化が進んでいることに加え、研究開発スペースも手狭になり、食品製造業界からは、食品技術部門の施設整備を含めた機能強化を望む声も多く寄せられております。そこで、みそや日本酒など発酵食品をはじめとする食品開発等の支援に不可欠な食品技術部門の支援拠点の整備充実について、産業労働部長に伺います。

人口減少に伴い、担い手の不足や行政サービスの維持が困難になることが懸念される一方で、AI、ロボット技術等の進展は、人口減少の影響を緩和し、暮らしをより便利で快適にすることが期待されます。人口減少に適応しながら社会に新たな希望を生み出していく上で、あらゆる分野でデジタル技術の活用を進めていくことが不可欠と考えます。特に、県土が広く、中山間地域が多い本県においては、地理的な制約を取り除き、県全体で持続可能な地域づくりをさらに進める上でも、デジタル技術の活用が重要と考えます。

そこで、今後DXを一層進めていくためには具体的にどのような課題があると考えているのか。また、市町村も巻き込みながら、暮らしや産業など様々な分野で計画的に取り組むことが必要と考えますが、併せて企画振興部長の見解を伺います。

少子化・人口減少の進行により、山間地の小規模町村などで過疎化がさらに進み、また、自治体の職員も減っていくことが予想され、特に、町村においては、行政サービスをどのように維持していくかは大きな課題の一つであります。

そのような状況にあって、県民の生活を支える担い手として期待されるのが、県内77市町村

にくまなく存在する郵便局の強力なネットワークであると考えます。令和元年7月から、全国初の取組として、泰阜村に所在する温田郵便局において、泰阜村の地方公共事務の取扱いが始まり、現在、公的証明書の交付、国民年金関係の受付の取扱い、マイナンバーカードの申請事務についても県内10以上の市町村が郵便局に業務を委託しております。

将来的には、スーパーが撤退した地域における買物支援なども大いにあり得、郵便局を活用することで自治体職員の負担軽減及び住民サービス向上に有効な手段となり得ると考えますが、県内の全市町村にあまねく存在する郵便局が持つ可能性についてどのように捉えているのか。あわせて、小規模自治体を支える重要な担い手である郵便局と県は今後どのように連携していくのか。知事に伺います。

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、安定的な医療提供体制の確保が必要不可欠と考えます。しかしながら、昨今の医療機関を取り巻く現状は、コロナ禍を経た患者の受療行動の変化や長期化する物価高騰などにより大変厳しい状況が続いております。また、昨年6月に行われた診療報酬改定も、必ずしも十分なものではなく、本県議会からも、安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を国に対して強く求めたところであります。

こうした中、県では、昨年度、第8次長野県保健医療計画に計画を包含する理念として医療提供体制のグランドデザインを掲げ、病院の役割を地域包括ケア体制の要となる地域型病院と高度専門医療を中心に担い、地域型病院に対する診療支援等を実施する広域型病院に類型化し、医療機関の役割分担と連携のさらなる推進を図ることで今後の人口減少や医療ニーズの変化等に対応していく方向性を示したところであります。

医療機関が役割を分担し、連携を図るためには、それぞれが個別最適ではなく全体最適の視点を持つことが重要と考えます。そこで、持続可能な地域の医療提供体制の確保に向け、県が指導的な役割を果たしていく必要があると考えますが、医療機関に対して医療提供体制のグランドデザインの具現化に向けた取組をどのように進めていくのか。健康福祉部長に伺います。

また、医療提供体制のグランドデザインを具現化していくためには、医療機関側だけでなく、医療を受ける側の県民にその内容を理解してもらい、実際の受療行動につなげてもらうことが重要と考えます。医療提供体制のグランドデザインを県民にどのように普及し、啓発を図っていくのか、併せて健康福祉部長に伺います。

環境保全研究所は、昭和23年に長野県衛生研究所として発足し、昭和45年に衛生公害研究所、平成16年に環境保全研究所と、時代とともに組織の変遷を重ねながら、県民の安全・安心な生活環境と健康を守るための役割を果たしてきております。

現在の安茂里庁舎は昭和43年に建設され、既に57年が経過いたします。この間、平成6年に発生した松本サリン事件の際に使用された毒物をサリンと特定したほか、東日本大震災による

原子力発電所の事故を受けた県内の環境放射能に関する調査分析、そして、気候変動による影響の調査や情報発信に関する気候変動適応センターとしての機能など、環境保全研究所の役割は多様化してきております。

特に、近年の新型コロナの感染拡大では、検査体制を構築してPCR検査を実施するなど、安全・安心な生活環境と県民の健康を守るため、県行政を科学的見地から支える中核拠点として、環境保全研究所の役割は極めて重要であります。新たな感染症発生のリスクなど、近年の多様化する課題に対応できる体制と老朽化が進む狭隘な庁舎について、その在り方を早急に示す必要があると考えますが、知事の方針を伺います。

離婚やDVなど様々な理由により生活困窮に陥った母子を保護し、自立に向けた生活支援を行うために市町村などが設置する市町村母子生活支援施設について、県内では、長野市、松本市、上田市が設置しております。原則として子供が18歳になるまで利用でき、ほかの児童福祉施設とは異なり、母子分離ではなく一緒に入所する点が特徴であり、常時20世帯50人前後の親子が、自立を目指し、支援を受けて生活しております。

施設には、入所した母子世帯が暮らす居室及び学習室などがあり、就職、子育てなど生活の自立に向けたあらゆる支援を実施していて、利用者にとってなくてはならない大変重要な役割を果たしております。県の女性相談支援センターからの依頼を受け、DV被害者の一時的な保護所としても利用されており、設置した当該市に居住しない住民も利用しております。

重要な役割を担う施設であります。3施設ともに築30年以上が経過しており、老朽化が進んで修繕が必要な状況にあります。国の補助金制度を活用して必要経費の補助を受けられますが、負担割合は、国が2分の1、市町村が2分の1となっていて、市の負担が大きい仕組みとなっております。

市外、そして県外の母子世帯にも利用されている施設であり、DV被害者の緊急避難施設として利用されている面もあることから、広域的に補完し合う機能を維持することが重要となります。行き場を失った母子や県民に生活の場を提供する貴重な施設である市町村母子生活支援施設について、県は、この施設が果たす役割をどのように評価しているのか。また、3市が運営している市町村母子生活支援施設の整備等について、現行制度の枠組みでの支援が難しければ、県独自に何らかの支援を検討すべきと考えますが、併せて知事に見解を伺います。

長野県議会議長野沖縄交流促進議員連盟の会長として、先月末に行われた阿部知事の沖縄県訪問に同行してまいりました。行政、民間、議会とそれぞれのお立場から、両県の交流連携の推進に取り組む関係者の皆様から有意義で熱意の籠もったお話を伺うことができ、長野県議会としても交流連携を通じた両県の発展に寄与すべく、必要な役割を果たしてまいりたいと決意を新たにしたところであります。

また、両県の子供・若者の交流は、両県の若者同士が学びながら交流する機会を提供する場として大変意義深く、これまでの「子ども第三の居場所」を利用する子供たちの交流などの県の取組を、今後は市町村間の取組にも展開していく必要があるのではないかと考えます。

沖縄県との交流連携協定の締結から2年が経過するに当たり、交流連携の取組を次の段階へとステップアップする必要があると考えますが、今後の意気込みについて、沖縄との交流事業に関する庁内組織のトップである関副知事に伺います。

また、今回の沖縄訪問で、沖縄県側の関係者、経済界の皆様と懇談する中で、交流連携の取組をさらに進化させていくために、長野県をはじめ全国及び海外の子供たちが参加するオンライン等の国際交流の仕組みを活用した子どもサミットの開催を検討してはどうかという大変貴重な御提案をいただきました。

子どもサミットは、歴史、自然、文化など生まれ育った環境の違う子供たちが集い、意見交換を通じて交流する場であり、子供たちが地域の未来について自分自身の問題として考え、主体的に取り組むための重要な機会になる催しと考えます。

また、沖縄県においては、既に台湾をはじめとした海外校との交流が行われているとお聞きしておりますが、長野県の子供たちがこれに加わることで、学校間における新たな交流を創出するほか、教育環境にグローバルな視点を取り入れることにもつながります。急速に進む国際化の流れなどを踏まえ、交流連携協定を結ぶ県同士による新たな仕掛けとして、長野・沖縄両県の子供たちが参加する子どもサミットを開催すべきと考えますが、知事の御所見、御見解を伺います。

沖縄で行われた両県の議連の意見交換会では、定期便就航の実現に向けて、多くの沖縄県民の皆さんに長野県にお越しいただくための訴求性の高い旅行商品の造成についても話題となったところであります。沖縄県議の皆さんに沖縄県民が長野県の何を魅力と感じるのだろうかとお尋ねしたところ、それは、沖縄県にない美しい山や川、雪であり、それらの自然を体験できるということが重要なポイントではないかとお答えをいただいたところであります。

こうした声を踏まえ、沖縄県民向けに特化した松本空港経由の旅行企画を考えた場合、ツアーに組み込まれる観光地として候補の筆頭となるのが上高地ではないかと思うところであります。

御承知のとおり、上高地は、その一帯が天然記念物や国立公園に指定され、手つかずの自然が多く残り、年間120万人もの観光客が訪れる長野県が誇る山岳景勝地であります。一方で、コロナ禍以降、上高地で生じている駐車場の不足、道路渋滞の現状は、残念ながらコロナ後に県内観光地でも問題化しているオーバーツーリズムの顕著な事例と言えます。雄大な自然は、未来へと引き継ぐべき我が県の貴重な財産の一つであり、オーバーツーリズムが環境に影響を

与えることがあってはなりません。

そこで、知事に伺います。

上高地におけるオーバーツーリズムの問題を解消するためには、年間入場制限を設けることも検討する必要があるのではないかと。また、場合によっては、富士山のように入山料の徴収の必要性について検討すべきときに来ていると考えますが、いかがか。

以上、知事の見解をお伺いして、1回目の質問といたします。

〔阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 風間議員の代表質問に順次お答え申し上げます。

まず、県政運営についてということで、県政運営の振り返り、私自身の政策の評価、そして県政がどうあるべきかという御質問を頂戴いたしました。

私の知事としての4期目の任期が始まってから早くも2年半がたとうとしております。3期目の任期中は、多くの期間を新型コロナとの戦いに費やさざるを得ず、県民の皆様との接触機会が著しく減少してしまったということを踏まえて、4期目の選挙公約における基本姿勢の先頭には、「対話と共創」を基本に、県民の皆様のお心に常に寄り添い、ともに考え、行動する県政を推進するということを掲げさせていただきました。

これまで、全市町村での県民対話集会、人口減少に係る意見交換会の開催、南信州執務週間の実施など、県民の皆様方との対話を積極的に行わせていただくとともに、県民参加型予算の実行、くらしふと信州の開設、信州学び円卓会議の開催、そして、未来のNAGANO創造県民会議による信州未来共創戦略の策定など、まさに共創の取組も真摯に進めさせていただいたところでございます。

また、これまで、一貫して、長野県の特徴を生かすこと、光が当たりにくいところへも光を当てること、県民の皆様方のお約束を守ることにについても基本姿勢として掲げさせていただき、その実行に努めてまいりました。最近でも、移住や二地域居住の促進、信州自然留学の普及など、長野県らしさを生かした取組を積極的に推進させていただくとともに、パートナーシップ届出制度の創設や信州型フリースクール認証制度の創設、さらには信州アーツカウンシルを通じた文化芸術支援などにも取り組んできました。

加えて、4期目の立候補に当たって、121の公約、県民の皆様方へのお約束を掲げさせていただき、しあわせ信州創造プラン3.0にも反映し、その実現に取り組んできました。価格高騰対策の実施、子育て世帯の経済的負担の軽減、交通政策局の設置、県土の強靱化などを含め、昨年8月末の段階では、約半数の取組について、「十分実行できている」「ほぼ実行できている」という形で自己評価をさせていただいたところでございます。

また、新年度予算案におきましても、脱炭素政策の強化や県立高等教育機関等の負担軽減等

を盛り込ませていただいているところでありまして、引き続き公約の実現に邁進していきたいと考えております。

提案説明でも申し上げたとおり、今後の県政については、やはり世界が劇的な変革期であるということをしっかり念頭に置いて取り組むということが重要だと考えております。そのため、物価上昇への対応や防災・減災対策の推進といった直面する喫緊の課題にしっかりと取り組むことと併せて、こうした歴史的な転換期を私たちが望む未来を創造していくための好機として捉えさせていただき、気候変動対策や人口減少対策などの長期的な課題にもしっかりと向き合い、取り組んでいくということが重要だと考えております。そのためには、従来の価値観にとられることなく新たな発想で未来を切り開いていくことができるように、パラダイムチェンジを強く意識して県政を進めていきたいと考えております。

一方、知事就任以来、職責を何とか果たしてきてくれたことができましたのは、ひとえに県議会の皆様方の御指導、御鞭撻、そして、私を支えてくれている県職員それぞれの奮闘、努力、さらには県民の皆様からの御協力と御支援のおかげだというふうに考えております。今後とも、初心を忘れることなく、多くの皆様方との信頼関係を大切にしながら、県民の皆様幸せと長野県の発展のため、県政に全力で取り組んでまいります。

続いて、長野県政施行150周年について御質問をいただきました。

人口減少社会の中でこれからの長野県をどうしていくべきか、改めてしっかり考える時期に来ているというふうに思っています。そのためには、やはり先人たちの努力、これまでの長野県の発展、こうしたものをしっかりと振り返りながら未来につなげていくということが極めて重要だというふうに思っておりますし、また、長野県を今後一層発展させていくためには、多くの県民の皆様方が郷土に対して誇りを持ち、長野県をよくしたい、そうした強い思いを持っていただくということが大変重要だというふうに考えております。

来年は、現在の長野県が発足してから150年という大きな節目に当たるわけでありまして。そうした意味で、今後の長野県の在り方を考える格好の機会だというふうに思っております。こうした考え方から、来年、令和8年は、県民、市町村、企業の皆様方にもお力をいただきながら、長野県が誇るべき文化、歴史、産業、こうしたものを振り返るための記念事業を行ってきたいと考えております。

事業の実施に当たりましては、地域や市町村、学校、企業なども巻き込みながら、世代を超えて楽しんでいただく、長野県の歴史をしっかりと振り返っていただく、そうしたものとなるように心がけていきたいと考えております。

続いて、東京一極集中の是正について2点御質問いただきました。

まず、財政面での改善策について御質問を頂戴いたしました。

東京都に世界の中でも類を見ないほど企業や人が集まっているという状況であります。結果として、法人関係税をはじめとする様々な財源、税源も東京に集中しているということで、これは、人が東京に集まるという形の問題だけではなく、税財源の面からもしっかりと問題を認識し、問題提起をしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

御質問にもありましたように、東京都は、豊富な財源を背景として、子育てや教育など子供たちへのサービス分野についても独自の手厚い支援策を次々と打ち出しているところであります。地方自治という観点では東京都がおやりになる話ではありますが、子供たちは生まれ育つ場所を自分で選べるわけではありませぬので、こうした住む場所によりサービス格差がどんどん開いているという状況は、日本国全体として見過ごしてはいけないものではないかというふうに受け止めております。

昨今、デフレ経済からの脱却に向けて経済が動きつつある中で、東京都は不交付団体でありますので、財政調整されません。税が増えれば、そのまま税収、一般財源が増えることとなりますので、これまで以上に税財源の格差が広がっていく懸念があります。そうした観点で、踏み込んだ見直しを行っていくことが求められてきているのではないかというふうに思います。

偏在是正については、これまでもいろいろ取り組まれたり、議論されたりしてきているわけでありませぬけれども、今後の取組としては、法人事業税の一部譲与税化、特に、交付税不交付団体に譲与制限をかける前提での譲与税化であったり、法人住民税法人税割の一部交付税原資化を進めていくこと、あるいは、法人事業税の分割基準の見直し、さらには、今の国税と地方税の関係。法人関係税はかなり偏在度が高く、しかも景気の変動に左右されますので、こうしたことを考えると、地方の法人関係税の一定割合を国税に移して、反対に国税税目の中で消費税等偏在性が少ない税目を地方の税源とするといったことも含めて考えていかなければいけないのではないかと考えております。

こうした偏在是正の取組について、何よりも国においてしっかり問題意識を持っていただけるよう、我々としても知事会等を通じて問題提起を行っていきたいと思っております。

続いて、政府関係機関の地方移転についての見解という御質問でございます。

企業のみならず、国の役所、高等教育機関など様々なものが東京に集まり過ぎているという東京一極集中の問題は、大きな課題ではないかというふうに思っております。特に、様々な機能、経済的な機能も、政治的な機能も、行政機能も、あるいはメディアも含めて、ほとんど全てが東京に過度に集中しているという現状は、首都直下型地震や南海トラフ地震などの災害時のリスクを考えたときにも大きな課題ではないかというふうに思っております。そういう観点で、国においては、ぜひ積極的に政府関係機関の地方移転を促し、進めていってほしいというふうに思います。

本県は、鉄道や道路網を通じた首都圏等との時間距離が非常に近い位置にあるわけであり、その一方で、豊かな自然、雄大な自然環境や景観など、働く上で生産性を上げるために必要な生活環境が充実しております。そういうことを考えれば、政府関係機関の立地先としては優位性があるものと思っております。今後、国の動き、あるいは他の地域の動きに後れを取ることがないように、情報を積極的に把握しながら対応していきたいと考えております。

続いて、信州未来共創戦略に基づいて今後どのように少子化対策に取り組んでいくのか、また、若者・女性にどう対応していくのかという御質問でございます。

「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」においては、参加者の皆さんそれぞれがアクションを定めて行動していただくという形になっています。県としても、先般、令和7年度アクション案を公表させていただいたところであります。県のアクション案では、この少子化対策に関連して、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して大幅に拡充させていただこうとしています若者のライフデザイン支援事業などの予算を伴う取組のほか、公共施設の子供の利用料金の無償化の検討など、今から検討に着手しようというものも盛り込ませていただいております。なるべく早期に具体化できるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、若者・女性に関する取組としては、戦略に掲げた若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりを進めるという観点から、例えば、ライフデザインセミナーの開催回数を増やしていきたいと思っておりますし、特に、プレコンセプションケアの視点も含めた内容に拡充していきたいと思っております。また、婚活支援センターの運営や異業種交流イベントの開催を通じて、若者の出会い、交流の支援を行ってまいります。

また、先進医療に係る不妊治療に対する助成額の引上げや、病気等で妊孕性温存が必要な方に対する卵子凍結等の費用助成を通じて、不妊等で悩まれている皆様方への支援も強化いたします。

また、子育てを当たり前でできる社会を目指して、事業者の皆様方と共に働き方改革にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、この県民会議におきましては、男性の育児参加、それから若者応援などのプロジェクトを有志で立ち上げることになっております。県もそうしたプロジェクトに加わって一緒に取組を進めていきたいと考えております。こうしたことを通じて、若者・女性が自分らしい生き方を実現できる、そうした社会の実現を目指して取り組んでまいります。

続いて、県警新庁舎の基本計画策定に至るまでの進め方についてという御質問でございます。

昨年8月から3回にわたって有識者会議を開催して、今年度末までに県警本部庁舎の建設候補地を含む長野県庁周辺の整備方針を策定する予定でございます。有識者会議からは、警察本

部庁舎の建設に際しまして、緊急輸送道路との接続の重要性が指摘されておりました、来年度予算案におきましては、一部民有地を含めた調査・測量のための経費を計上しております。

知事部局といたしましては、県警本部が策定いたします基本計画に反映できますよう、調査・測量結果に基づく民有施設の移転や土地交換などについての交渉、そして、警察本部庁舎建設に伴い失われる長野合同庁舎駐車場の代替地の確保と新たな駐車場建設に向けた調整などを並行して進めさせていただき、庁舎建設地を確定していきたいと考えております。

続いて、信州版観光M a a Sについての期待という御質問を頂戴いたしました。

昨年7月に発表されました旅行代理店による全国の旅行満足度調査を見ますと、観光地へのアクセスに関する本県の満足度は全国で39位ということで、交通の利便性向上は観光振興において大変重要な課題の一つだというふうに受け止めております。

こうした中、様々な交通機関や観光サービスをシームレスにつなぐM a a Sの導入は、交通・観光サービス等に関する検索、予約、決済等を一元化することで旅行をされる皆様方の利便性が大きく向上するとともに、周遊促進を通じた観光消費の拡大など多くの効果が期待できるものというふうに考えております。

また、地域公共交通の維持活性化や交通・観光事業者の生産性の向上など、直面する諸課題の解決に対しての後押しにもなるというふうに考えております。関係機関等と目指す姿を共有させていただき中で、観光M a a Sを通じた利便性の向上と公共交通の充実の両輪から取組を進めていきたいと考えております。

続いて、宿泊税に関して、庁内相互に連携し、横断的に観光地の環境整備の取組を進めていくことが求められると考えるが、今後の展開、所見という御質問でございます。

御指摘のとおり、観光政策は、単に観光スポーツ部の施策にとどまらず、関係する分野が非常に多岐にわたる分野でございます。そうしたことから、各分野の取組を一体で検討し、統合化していくということが重要だと考えております。

そのため、観光戦略推進本部を設置しておりますので、観光スポーツ部にはまずは司令塔としての役割をしっかりと果たしてもらいながら、各部局が世界水準の山岳高原観光地づくりを十分意識してそれぞれの取組を進めると同時に、この本部で一体的な取組の調整を行っていくということが重要だと考えております。

特に、宿泊税の用途につきましては、御質問がありましたように、今後の重要なテーマだというふうに考えております。条例案及び関連予算案を御議決いただければ、宿泊事業者をはじめとする観光事業者や市町村、特に独自課税市町村にも御参画いただいて、観光振興審議会に宿泊税活用部会（仮称）を設置して、幅広い視点に立って検討を行っていただきたいというふうに考えております。納税者の皆様方に税導入の効果を実感いただけるよう、極力重点化すること

にも努めながら使途の具体化を図っていきたいと考えております。

続いて、県産材による県有施設の木造化・木質化、そして部局横断の横展開についてどう政策を打ち出していくのかという御質問でございます。

現在、環境政策推進議員連盟におかれましては、県産材の利用促進に関する条例案を御検討いただいているというふうに承知しております。これが成立すれば、県産材の一層の利用促進に寄与するものというふうに受け止めております。

県としても、県立学校や県営住宅など、県の各部局が所管する県有施設の木造・木質化を積極的に推進していきたいと考えております。また、治山施設をはじめとする公共土木工事におきましても県産材の使用を進めるなど、県を挙げて県産材の率先利用に取り組んでいきたいと考えています。

来年度当初予算案におきましては、民間施設の木造化に対する補助上限額を大幅に引き上げる予算案も出させていただいております。商業施設や医療・福祉施設などそれぞれの部局に関連する分野においてこうしたものをしっかり活用していただきたいと考えております。

今後、庁内の各部局で構成しております県産材利用促進連絡会議におきまして、県産材の一層の利用促進に向けた基本方針を検討していきたいと考えております。各部局それぞれが問題意識を持ち寄ってこの方針を取りまとめていきたく思っておりますが、そうした中でも、建築物の木造・木質化の促進や大都市圏への販路の拡大、さらにはJAS構造材の供給体制の強化、こうしたことについて取組の方向性をしっかりと取りまとめてお示ししていきたく考えております。

続きまして、郵便局の持つ可能性についてどう捉えているのか、また、郵便局とどう連携していくのかという御質問でございます。

今後一層の人口減少が見込まれる中、特に過疎地域、中山間地域等をどう維持させていくのか。これは、我々長野県にとって大変重要な課題だというふうに考えております。そうした中で、県内にあまねく存在しております郵便局の存在は、地域の大事な資産であり、県としても郵便局のお力をお借りしながら、地域の維持存続、さらに発展を図っていくことが大変重要だというふうに考えております。

現時点でも、県内の複数の自治体におきましては、マイナンバーカードの申請サポートや公共バスの回数券販売などの窓口業務、高齢者の見守りサービスなど様々な取組を郵便局に委託して実施しております。県としては、こうした取組が広がるよう、各広域圏で郵便局と市町村との意見交換などを実施してきているところでございます。

また、昨年10月には、信越地方郵便局長会会長、日本郵便信越支社長と意見交換を行わせていただき、県内全郵便ポストへの県の災害情報にリンクするQRコードを掲載したステッカー

の掲示、各家庭での備蓄等の充実の呼びかけを行う啓発ポスターの掲示など、新たな取組も協力して行わせていただいているところでございます。

このほかにも、郵便局長等による集落支援員の兼務や、DXの推進に伴うオンライン申請への住民に対する支援など、私ども行政と郵便局とが連携できる分野はまだまだあるというふうに考えております。引き続き、市町村、郵便局長会と共に具体的な検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、環境保全研究所の在り方についての御質問でございます。

議員の御指摘にもありましたように、近年、環境保全研究所に求められる機能は高度化、多様化しております。その一方で、安茂里庁舎、飯綱庁舎とも老朽化が大きな課題となっております。

飯綱庁舎につきましては、令和7年度に省エネ化も含む大規模改修に向けた設計に着手することとしており、工事完了後、令和10年度を目途に、現在別々の庁舎で行っております自然環境と大気環境の調査研究等を飯綱庁舎に集約して機能を強化していきたいと考えております。

また、これに伴い、安茂里庁舎に残る衛生部門につきましては、新型コロナ対応の経験を踏まえて、健康・危機管理において中核となる地方衛生研究所として独立させていきたいと考えております。新興感染症などへの対応力強化のために必要な機能や体制を整えますとともに、安茂里庁舎の老朽化も踏まえた施設の在り方についても今後検討していきたいと考えております。

続きまして、母子生活支援施設の役割に対する県の評価、そして整備に対する県の支援について御質問をいただきました。

長野市をはじめ三つの市が設置しております母子生活支援施設におきましては、設置市以外からも幅広く母子の受入れを行っていただいているほか、県が一時保護を委託する施設としても機能しており、広域的な役割を果たしていただいているというふうに受け止めております。

また、DV被害だけでなく、貧困や障害など多様な問題を抱える母子を分離せず一体的に支援する施設としての期待が高まっており、県としても、現在策定中の社会的養育推進計画において重要な施設と位置づけ、設置市とも連携を図りながら支援を行っていく必要があると考えております。

母子生活支援施設の整備に係る国の補助制度におきましては、市町村が設置者である場合は基準額の2分の1ずつを国と市町村が負担することが原則とされておりますが、地域の実情に応じて都道府県が一部を負担することも差し支えないとされているところでございます。県としては、設置市以外からの受入れなど施設が広域的な役割を果たしていただいていることや、今後の社会的ニーズなどを踏まえて、今回御要望いただいた老朽化による改築など設置市の財

政負担が大きくなる整備につきましては県としての支援を行うよう検討していきたいと考えております。

続きまして、沖縄との交流に関連して、子どもサミットの開催について御質問をいただきました。

両県の交流を深化させる上では、次世代を担う子供・若者の交流は大変重要だというふうに考えております。来年度は、両県の若者が相互に訪問し合う事業を新たに実施する予定ですが、議員御提案の子どもサミットは、こうした沖縄県、長野県の交流にとって大変意義があるものというふうに考えております。

子供たちにとっては、沖縄の子供たちだけではなく、世界の子供たちと交流、つながることを通じて大変視野が広がっていくことにもなると思います。また一方で、この子どもサミットを開催するとなれば、市町村や学校も巻き込んで取り組むという形になります。沖縄県と本県との幅の広い交流にもつながっていくものと受け止めているところであります。

こうしたことから、長野県と沖縄県、そして海外の子供たちの代表がオンラインで集まって、観光地や食べ物、魅力、SDGsの取組など、テーマを決めて意見交換するような形での子どもサミットが実現できるように、沖縄県、教育委員会、さらには市町村とも連携しながら検討を行っていきたいと考えております。

最後に、上高地におけるオーバーツーリズムの解消に向けた入場制限、それから入山料の徴収の見解という御質問を頂戴いたしました。

県としては、上高地の自然環境を保全し、利用の快適性と安全確保を図るため、上高地自動車利用適正化連絡協議会を通じまして、環境省や松本市などと共にマイカー規制に取り組んできたところでございます。

上高地においては、近年、コロナ禍からの観光需要の回復とともにマイカー利用者が増加して、繁忙期の週休日には交通渋滞が見られることから、オーバーツーリズム対策も視野に入れた対応を検討する時期に来ているのではないかというふうに考えております。

環境省におきましては、沢渡駐車場を中心に、混雑状況の把握や緩和策等の調査を行う予定と伺っております。一方、松本市においても、市や環境省、宿泊事業者等で構成する上高地の管理運営のあり方に関する研究会を設置して、管理運営に係る組織体制や、入山料あるいは入園料を含む財源確保の方策等の研究を始めたところというふうに承知しております。

こうした環境省による調査結果や市の検討状況等も踏まえながら、県としてもしっかり問題意識を持って、持続可能な観光地域づくりや必要な財源の負担の在り方について環境省や松本市と共に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）ライフプラン教育についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、ライフプランに関する教育は、全ての人が思い描いた理想の人生を送ることに寄与するものであることが肝要と、そのように認識しております。

学校では、これまで、どういう仕事に就くかという職業教育に重きを置いてきた傾向がございますが、これからは、どのように生きていくかという生き方の教育にも力を注ぐことが重要であると考えております。

現在は、児童生徒の発達段階に応じて、家族の大切さや、他者と協働して家庭生活を営む必要性の理解、結婚や出産等を含め、自分の一生について考える学習に家庭科や社会科を中心に取り組んでいるところでございますが、今後は、地域の皆様からの体験談を聞いて自分の将来をシミュレーションしたり、家庭生活を営んでいく上で必要となる経済の仕組みや資産形成等も学んだりするなど、自らの人生を切り開いていく力を総合的に育成できるようにすることが必要であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、子供一人一人の多様性を尊重しつつ、地域と連携し、キャリア教育や金融教育などとの関連も図りながら、自分はどう生きていくかを考えるライフプランに関する教育の充実を図るため、その必要性を発信したり、優れた実践を共有したりするなど、取り組んでいく所存でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、住宅耐震化を進める今後の戦略と具体的な方策に関する御質問をいただきました。

数多くの活断層を抱える当県では、例えば、糸魚川－静岡構造線断層帯など大きな被害が予測される地域においても十分に耐震化が進んでいない状況にあります。特に、町村部の耐震化率が低い傾向にあると認識しております。

住宅の耐震化を進めていくためには、まず県民の皆様にお住まいの耐震性能を知っていただくことが重要であり、専門家に確認していただくことが必要になります。また、耐震改修工事に係る費用の負担が耐震化の進まない要因になっているものと認識しております。

このため、家族が集まるお盆や年末年始を中心に集中的に情報発信を行い、耐震診断の重要性を認識していただくとともに、耐震改修工事に係る補助額を最大150万円まで拡充しました。その結果、耐震診断、耐震改修の補助件数は、今年1月末時点で、昨年度比約1.7倍と大幅に増加しております。

また、特に耐震化率が低い地域へ専門家を派遣し、対象住宅の調査を行うとともに、住民への啓発を行う支援を進めてまいりました。住民からの耐震診断の実施要望が大きく増加するな

ど手応えを感じているところでございます。

地震防災対策強化アクションプランでは、令和9年度までに住宅耐震化率95%を目標に掲げております。住宅の耐震化を加速化していくため、来年度の耐震改修補助予算を前年度当初予算比で倍増するほか、価格高騰に対応するため補助上限額を拡大するなど、住宅所有者の皆様の負担軽減を図っていく所存でございます。

引き続き県民の皆様に耐震化の必要性について御理解いただけるよう、関係部局とも連携し、各種広報媒体を活用した情報発信に取り組んでいくとともに、住宅の耐震化に係る費用を抑えるための低コストな改修工法の普及も図り、さらなる耐震化の加速に努めてまいります。

続きまして、県管理道路を活用した主要な幹線道路の複線化についてのお尋ねでございます。

近年の災害では、県内の高速道路や直轄国道において長期の通行止めや通行規制が発生しております。令和3年には、国道19号の木曾地域における豪雨災害や、議員も触れられた長野市小松原の地すべりなどの災害が発生し、迂回の必要が生じました。このような主要な幹線道路の通行止めについては、地域住民の皆様の生活のみならず、物流、産業、観光などにも多大な影響を及ぼすことから、県管理道路を活用した複線化の重要性について改めて認識したところでございます。

その上で、県では、災害時における道路の迂回機能強化事業を立ち上げ、今後の道路事業の方向性を示す信州みちビジョンの五つの重点施策の一つとして、被災想定を踏まえて事前に設定した迂回路の整備を現在計画的に進めているところでございます。さらに、長野県地震防災対策強化アクションプランにも位置づけ、今年度の1月補正予算及び令和7年度当初予算を重点的に配分し、積極的に推進したいと考えております。引き続き迂回路の機能強化を図るとともに、緊急輸送道路の強靱化も推進し、災害に強い道路ネットワークの確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔環境部長 諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君） 上下水道に関しまして2点御質問をいただきました。

まず、県管理の下水道管渠の老朽化の状況についてでございます。

県が管理する流域下水道管渠については、老朽化の目安となる法定耐用年数50年を超える管渠はありませんが、40年を超える管渠が全延長の13%に当たる26キロメートル存在しております。管渠の老朽化や劣化の状況については、通常は、国の点検基準に基づき、道路上からの巡視を月に1回、マンホール内からの点検を1～2年に1回、管渠内のテレビカメラ調査を5年に1回実施し、把握しております。

直近のカメラ調査では、速やかな対策が必要とされる緊急度1と判定された箇所はありませ

んでしたが、管渠の一部に劣化が見受けられる26か所、約3.8キロメートルについて、今回の埼玉県事故を受けまして、2月6日から2月中をめどに、改めてテレビカメラ調査を実施しており、劣化の進行が認められた場合は速やかに必要な措置を講じてまいります。

次に、上下水道施設の耐震化についてでございます。

能登半島地震を受け、今回、市町村において策定された上下水道耐震化計画では、今後5年間で上下水道施設の耐震化を計画的、集中的に進めることとしており、特に、災害時にその機能を失うと上下水道システム全体が機能を失う浄水場や下水処理場などの急所施設の耐震化を重点的に進めることとしております。

流域下水道は、その施設・管路の全てが急所施設に位置づけられているため、今後5年間で耐震化をおおむね完了させるとともに、県内の急所施設全体では現在4割程度の耐震化率を、水道でおおむね6割、下水道でおおむね9割まで引き上げることとしております。避難所等の重要施設に係る管路の耐震化率については、水道では現在の3割程度をおおむね4割に、下水道では現在の4割程度をおおむね6割まで引き上げることとしております。

耐震化の実施に当たっては、財源と専門人材の不足が課題となっております。国においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の後継となる計画に、上下水道等の一体的耐震化を考慮した老朽化対策を位置づける方向であり、県としても必要な予算が確保されるよう引き続き強く国に要望してまいります。

また、県と市町村が出資する長野県下水道公社が、今年度から水道事業についても市町村への支援を開始しており、今後、さらに耐震化工事の発注や現場管理業務等に関する技術的支援を実施することにより、市町村における人的負担を軽減できるよう、県としても公社と連携して取り組んでまいります。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には災害時の危機管理について3点ほど御質問をいただきました。

まず、避難環境整備や物資備蓄の進め方でございます。

県では、昨年9月に策定しました長野県地震防災対策強化アクションプランに掲げたように、全ての避難者の健康が維持されるよう、例えば、1月補正でお願いしたエアベッドの整備など避難所TKBのさらなる進化や、避難所の運営改善に取り組んできたところでございます。まさに、そのアクションプラン策定の過程で、市町村の方とワーキンググループをつくりまして協議を行って、県内で最大避難者数18万4,000人が想定されております糸魚川ー静岡構造線断層帯地震を念頭に、食料、水など災害初期において命や生活に欠くことのできない九つの物資について、次の3点について方向性を取りまとめたところでございます。

まず一つ目ですが、国のプッシュ支援はありますが、これは大体4日目に届くということなので、それまでの3日間に対応できるようにしましょう。

それから、2番目として、市町村、県でそれぞれ必要量の3分の1ずつを備蓄、調達しましょう。

三つ目として、小規模な自治体では、ロットが少ないということで調達しにくい、例えばアレルギー、ハラル等の対応食品や液体ミルクなどは県が多めに広域で備蓄しましょうといったようなことでございまして、今後は、この方向性に沿って、訓練や研修等を通じまして市町村のさらなる備蓄の充実を働きかけたり災害時の備えの着実な実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、在宅や車中泊の対応でございしますが、災害発生時に避難所ではプライバシーの確保が心配であるとか、子供さんやペットがいて避難所での生活が難しいなどの理由から、在宅や車中泊での避難生活を選ぶ方が一定程度おられると認識しております。

これまでは、避難者への支援は避難所で行うことが基本とされてきましたけれども、避難の在り方が多様化する中で、水道や食料、生活必需品等の物資、それから避難所で行われる医療や福祉の支援を避難所外にいる避難者へも提供することは非常に大切な視点だというふうに考えております。

本県では、幸い令和元年の東日本台風災害の際に、県の社会福祉協議会と地元の自治会が連携しまして、在宅や車中泊を含む多様な被災者の方のニーズを把握しまして個別支援につなげたという全国に誇れる事例もございまして、こうした知見も生かしながら、今後予定している避難所運営マニュアル策定指針の改定と併せまして、在宅等避難者支援の仕組みづくりを積極的に進めてまいりたいと思っております。

最後に、二次避難への対応でございすけれども、災害の規模によっては、市町村の枠を超えた広域避難、いわゆる二次避難が非常に大事だというふうに思っております。県内では、県ホテル旅館生活衛生同業組合様との協定に基づきまして、ホテル・旅館を二次避難所として活用することとしております。

さらに、今後、二次避難をされる方と宿泊施設のマッチングや、移送方法など発災時を想定した具体的な流れの確認を訓練などで行っていきたいと思っております。また、県外への二次避難についても、今後国で策定されます二次避難所運営マニュアル等も参考に広域避難の体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察本部庁舎の建設が本格的に動き出したことについての所感に

ついてお答えいたします。

現在の警察本部における課題として、本部機能の集約による大規模な災害や、事件・事故における情報の収集や指揮命令系統の一元化、災害活動拠点としての機能強化、情報管理や入庁管理におけるセキュリティーの強化が必要であると認識しているところであります。

県警察にとりまして、これらの課題を解決するため、警察本部庁舎の建設は長年の悲願であり、このたび、新庁舎建設の実現に向けて大きく動き出したことは大変ありがたいことと認識しています。ここに至るまでの間、県議会や知事部局から多大なる御理解、御支援をいただきましたことについて改めて御礼申し上げます。

今後についてですが、県警察といたしましては、警察本部庁舎の早期建設に向け、県庁周辺の整備方針を踏まえ、緊急輸送路である県道とのアクセスや、警察本部庁舎への入庁所属及び必要となる具体的な機能などについて知事部局との協議を加速させるとともに、必要な調査検討を行い、規模や配置などを取りまとめた基本計画の策定に取り組んでまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはしなの鉄道への支援について御質問を頂戴したところでございます。

まず、しなの鉄道の設備のスリム化への支援についてでございます。

しなの鉄道は、全国初の並行在来線として開業から27年が経過したところでございますが、かつて特急列車が走行していたJRの幹線で使われた設備をそのまま引き継いでおり、維持修繕コストが必要以上にかかっている状況でございます。

しかし、過大な設備を除却するなどスリム化するには、例えば、一部区間で不要な線路を撤去し単線化するだけでも、少なくとも数十億円以上を要するわけでございますが、国の補助制度はなく、県や沿線自治体の支援にも限界があるところでございます。

並行在来線は、JRの幹線を引き継ぎ、全国の鉄道ネットワークの一端を担っていることから、その存続には国が責任を持つべきと考えており、令和5年12月には斉藤国土交通大臣に対して、昨年11月には鉄道局長に対してスリム化への支援制度の創設を求めたところでございます。

こうした課題は、当県だけではなく、並行在来線を有する他の道県も同様であることから、関係道県で構成されます協議会において、国や与党に対しても要望を行っているところでございます。今後も引き続き設備のスリム化に対する支援を国に求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、厳しい経営が続きますしなの鉄道に対する支援についてでございます。

しなの鉄道の利用者は回復傾向にはあるものの、コロナ禍前の水準には戻っていないのが現

状でございます。

こうした中、しなの鉄道に対しては、従来から他の地域鉄道事業者と同様、鉄道の安全性向上のための設備整備、車両更新への補助、それから、利用者の利便性向上を目的とした駅のバリアフリー化への補助、それから、高騰します電気代への補助など様々な支援を実施してきたところでございます。

さらに、しなの鉄道が並行在来線として全国の鉄道ネットワークの一端を担っているということに鑑みまして、緊急安全対策として行う修繕やS u i c aの導入に対しまして、沿線市町と共に行う特別な支援を予定しているところでございます。

こうした財政的な支援のほか、しなの鉄道が自律的な経営を行えますよう、使用頻度の低い設備の廃止、停止などによる維持コストの削減や合理化を推進するとともに、利用促進に向けた沿線自治体と連携した駅周辺のまちづくりの推進、観光列車を活用しました収益力の強化、こうした取組に対し、観光スポーツ部や営業局と連携しまして、積極的に提案や助言を行うなど、後方的な支援も行っているところでございます。

今後は、増加しておりますインバウンド等県内旅行者を沿線地域へ取り込むため、さらに関係部局と共に支援を行っていくなど、しなの鉄道が安定的な経営を行えるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光M a a Sに関しまして二つ質問がございました。

まず、観光M a a Sに取り組む意義と課題ということでございますけれども、観光M a a Sは、鉄道・バスなど複数の公共交通機関の検索に加えまして、公共交通と観光施設を連携させることで一括してチケットなどの予約、購入が可能となることから、旅行者の利便性の向上とともに、地域の公共交通の利用促進につながるものと考えております。

また、その実現に当たりましては、本県ではJ Rは3社が関わることのほか、先行して取り組んでいる市町村や民間事業者による地域のM a a Sとの連携に向けた技術的な課題も含めて、関係者との丁寧な合意形成や技術面からの現状把握が重要だと認識しております。

次に、宿泊税の活用を念頭に置いた取組についてということございました。

観光M a a Sの導入に向けましては、多くの事業者に参画していただくことが重要だと考えており、来年度新たに交通・観光事業者などによる研究会を立ち上げるとともに、先行する機関のM a a Sの取組や交通観光事業者のD X状況などについて調査をしたいと考えております。

その上で、観光M a a Sは、公共交通機関と観光施設などの連携により旅行者の利便性向上に寄与することから、宿泊税の使途として考えておりますので、税を納めていただく方が効果

を実感できるよう、観光M a a Sの早期の実現に向けて関係機関と共に準備を進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には3点御質問をいただきました。

まず、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた県の対応方針についてのお尋ねをいただきました。

基本法の改正により、食料安全保障の確保が基本理念の中心に位置づけられました。本県は食料の総合供給産地でもあることから、農業の持続性を高め、安定した生産を確保することで、我が国の食料安全保障に貢献できるものと考えております。

まずは、稼げる農業の実現に向け、地域計画に基づく農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産の効率化、担い手の確保育成などの取組に注力するとともに、適正な価格形成に欠かせない消費者理解の醸成にも取り組んでまいります。

持続可能な農業には、持続可能な農村であることが不可欠となります。農村RMOの形成や農ある暮らしの推進による地域の担い手の確保などにも取り組み、改正基本法の理念を同じくする県民条例に基づく長野県食と農業農村振興計画を着実に実行し、農業農村の持続性を高めてまいります。

次に、地球温暖化に対する農業分野の取組方向についてのお尋ねです。

農業は、自然の中で営まれる産業であるからこそ、農業関係者は気候変動に敏感でなければならず、温暖化対策を自らのなりわいの持続性を確保する取組と意識し、実践していくことが求められております。このため、県としては、農業者にゼロカーボンに向けた取組の必要性等を継続して啓発し、有機農業など環境に優しい農業や果樹の枝やもみ殻等に含まれる炭素を土壌中に封じ込める炭素貯留、さらには、水田や家畜などから排出されるメタンガスなどを抑制する取組を拡大してまいります。

また、高温下でも品質、収量が確保できる米やリンゴ等の品種や栽培技術の開発普及、かんきつ類など新たな品目の検討などをこれまで以上にスピード感を持って進め、緩和、適応の両面から温暖化に対応してまいります。

最後に、農業生産基盤の整備の方針についてのお尋ねをいただきました。

担い手が減少する中でも農業を持続的に維持していくためには、地域計画に位置づけられた守るべき農地の整備に投資を集中し、生産性と効率性を向上させていくことが重要です。このため、スマート農業機械の導入を見据えた圃場の区画拡大や水路の地中化、高収益作物への転換に向けた水田の畑地化などを進めてまいります。

また、営農条件が不利な農地が多い中山間地域においては、水管理の自動化やあぜの傾斜を緩くするなど、農作業の省力化にも資する基盤整備を進め、人口減少下においても持続性のある農業生産基盤を確保してまいります。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） 県産材の利用促進に関する基本方針についてお答えいたします。

現在検討が進められている県産材の利用促進に関する条例において定めることとされている基本方針については、現行の長野県内の建築物等における県産材利用方針の抜本的な見直しにより対応してまいりたいと考えております。

この方針の中では、主に県が整備する県有施設や公共土木施設における木材利用の考え方等を定めていますが、見直しに当たりましては、県による県産材の率先利用とともに、新たに県産材の安定供給や販路拡大に向けた支援、県民の皆様への普及啓発の推進等についても盛り込むことを検討するなど、充実強化を図ってまいります。

また、この基本方針は、都市の木造化推進法に基づく県の木材利用方針として位置づけられ、市町村は県の方針に即して自らの木材利用方針を定めることとされています。そのため、県としては、見直しに当たっては市町村の御意見も伺いつつ、実効性のある方針となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には県内食品産業の発展に資する県工業技術総合センターの機能強化について3点御質問をいただきました。

初めに、発酵食品に対する県のこれまでの取組と今後の展望についてでございます。

出荷額全国第1位のみそをはじめ、日本酒、ワインなど県産農産物を活用した県内の発酵食品は、本県にとっても長野の魅力やブランド価値を高める貴重な資源であると考えております。発酵バレーNAGANOとの連携につきましても、県にとっても非常に意義のある取組でありまして、発足を好機として、各種イベントの実施や運営などに県も協力しているところでございます。

具体的には、11月24日の「和食の日」に、記念シンポジウムの共催をはじめ、銀座NAGANOなど県外での展示即売会、また、一昨年のフランス、昨年10月には、アメリカで「発酵・長寿NAGANOの食」をテーマとした知事トップセールスによるレセプションの開催、さらには、国内外からの観光客に対し発酵食ツーリズムの定着を進めてきているところでございます。

今後の取組につきましては、1月補正予算の事業とも連動し、海外向け輸出プロモーション動画の作成や、来年度もオーストラリアでのイベントやアメリカでのレセプション等により、信州全体の魅力に加え、発酵食品も含めた食文化の魅力も発信してまいります。加えて、今後、発酵バレーNAGANO産学官ネットワークにおきまして、新たな商品開発など付加価値をつくる取組を加速してまいります。

次に、工業技術総合センターの機能強化に係る今後の進め方についてでございます。

工業技術総合センターでは、これまでも、中小企業のニーズを踏まえながら技術課題の解決や研究開発の支援などに取り組み、また、技術を先取りする形で近年も拠点整備を行うなど、県内産業の振興支援に取り組んでいるところでございます。また、昨年11月には、センターの若手職員をドイツのFIT研究所に1か月間派遣するなど、将来を担う人材育成にも取り組んでいるところでございます。

一方で、施設全体は老朽化も進み、また、AIやXRなど世界の急速な技術革新による時代の潮流が変化し、県内の中小企業もこうした大きな変化を捉えて適応していく必要性が増しているところでございます。このため、中小企業のニーズに貢献できる県機関として、今何が求められ、期待されているのか。このセンターの役割や機能向上等に係る基本的な考え方、大きなデザインの検討を始め、来年度、取りまとめまいります。

具体的な検討に当たりましては、県外の試験研究機関等での好事例の調査や分析をはじめ、大学や県内機関との連携といったソフト面や、施設設備などのハード面での機能強化、さらには、発酵食品、電子精密分野など、本県産業の強みをさらに生かす方策等について整理してまいります。

こうした基本的な方向性を取りまとめた上で、その後、次年度以降からは、方向性に沿った具体的な機能強化、プランづくりや国財源等の内容につきまして順次ロードマップとしての取組を進めてまいります。

最後に、食品開発支援に不可欠な食品技術部門の支援拠点の整備充実についてでございます。

食品製造業振興ビジョン2.0では、発酵食品を中心として、長寿県「NAGANOの食」の創出・提供による産業振興の推進を掲げております。みそや酒などをはじめとする発酵食品には世界に通用する高いポテンシャルがあり、健康志向が高まる世界に打って出る好機が訪れております。

また、食品産業分野は、時代の変化に伴い、消費者ニーズも多様化し、企業は常に新しいトレンドや技術を取り入れ、柔軟に対応することが求められております。このため、今後、センター全体の基本的な方向性を整理していく中で、昨年発足した発酵バレーNAGANO産学官ネットワーク、ここには、県センターをはじめ、大学、食品団体といったところも入っており

ますので、こうした場も活用していき、例えば、発酵食品づくりの伝統技術とA I等の最新技術を融合させた支援を描くなど、新発想の共創拠点の場となるよう、施設整備、機能強化に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には、D X推進の課題及び計画的な取組の必要性について御質問いただきました。

人口減少が進む中で持続可能な社会を構築するためには、D Xの推進は不可欠であると認識しております。このため、県として、暮らし、産業、行政といったあらゆる分野の取組を明確にした長野県D Xアクションプランを今年度中に策定することとしており、現在、パブリックコメントの手続を実施しているところでございます。

このアクションプラン案では、様々な分野の取組を推進することとした上で、暮らしや産業、行政の分野で重点的に推進する取組を掲げております。例えば、暮らしの分野では、教育について、市町村を越えて小規模学校をオンラインでつなぐことで授業を変革する。医療について、僻地医療等でオンライン診療を普及するなどを記載しております。また、行政の分野では、県土の広さなどを踏まえて、県、市町村を通じて、「行かない窓口」「書かない窓口」といった住民視点での窓口サービスの見直しに取り組むたいと考えております。

D Xをめぐる課題としては、デジタル人材の不足が挙げられます。我々行政で見ても、小規模な市町村では、1人の職員が情報システムを担ういわゆるひとり情シスという状態になっている団体も見られます。このため、県として、市町村に伴走しつつ、外部人材を活用できるような助言を行うとともに、特に窓口改革のような力を入れていく分野では、直接デジタル人材を派遣して取組を牽引したいと考えております。

また、県を含めて、職員のスキルアップも必要でございます。例えば、I Tパスポートの取得など、職員一人一人がD Xに関する知識を身につけられれば組織としても新しいものに柔軟に適用する風土の醸成につながると考えており、この点にも力を入れていきたいと考えております。

アクションプラン案の中では、ほかの分野、例えば産業の分野に関しても、デジタル人材不足に対して、リスクリングの取組奨励や実践例の展開、専門家派遣による伴走支援など、企業の取組を支援することとしております。こうした取組をはじめとして、アクションプランの策定を契機に、長野県全体のD Xを加速化してまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には医療提供体制に関して2点お尋ねがございました。

初めに、医療機関に対するグランドデザインの具現化に向けた取組についてでございます。

グランドデザインの具現化に当たっては、個々の医療機関が将来に向けた地域における自院の役割を理解し、その役割に沿った取組をほかの医療機関と連携しながら進めていくことが重要であると考えております。

県としては、各地域における医療提供体制の現状や課題等のデータ分析を行い、地域医療構想調整会議等においてデータに基づく最適な医療提供体制の構築に向けた議論が進むよう主導するとともに、医療機関の主体的な取組を支援しているところでございます。

具体的な支援としては、医療コンサルタントによる機能変更検討への支援、機能変更の際の施設・設備整備に対する支援、病院間の連携に対する支援、地域住民に対する自院の果たす役割発信への支援という「検討」「機能変更」「連携」「発信」の四つの局面での支援により、地域における医療機関の役割分担と連携が円滑に進むよう努めてまいります。

次に、グランドデザインの県民への普及啓発についてでございます。

現在、医療の現場では、高度で専門的な医療を提供する病院への外来患者の集中や、軽症患者の救急車利用などによる医療機関の負担が増大しており、医療提供体制の維持が危機的な状況と認識しております。

グランドデザインには、こうした状況を踏まえ、県民の果たす役割として、紹介状を持たない患者が大病院に集中しないようかかりつけ医を持つこと、いわゆるコンビニ受診はしないこと、そして、医療機関の役割分担を踏まえた転院に関して理解することなどを掲げております。

県民の皆様に対しては、ウェブ動画やラジオCM、リーフレットなど、ターゲットに応じた様々な広報媒体を活用し、こうした具体的な取組の実践をお願いしていくことでグランドデザインの理解を進め、実際の行動変容につなげてまいります。質の高い医療を持続的に提供していくため、グランドデザインの目指すべき方向性を県民の皆様とも共有し、具現化に向けた実効性のある取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君） 沖縄県との交流連携協定に基づく取組の強化に向けた今後の意気込みについての御質問であります。

先月の知事沖縄訪問につきましては、風間会長をはじめ長野県議会沖縄交流促進議員連盟の多くの議員の皆様にも御同行いただき、感謝申し上げます。

沖縄県との交流につきましては、これまで、チャーター便では、平成22年以来、累計130便の運航が行われてまいりました。これに加え、イオンなど長野、沖縄相互のスーパー等での

フェアの開催、観光商品造成のための観光商談会の開催、沖縄旅行事業者の招聘、子供たちの相互交流の実施など、民間、市町村と一体となって着実に取組を進めてまいりました。

今年度は、佐久市が糸満市と連携し、糸洲の壕に平和学習の場を整備したり、沖縄に長野県人会「沖縄・信濃ふるさと会」が発足するなど、市町村や民間での交流の輪もさらに広がっています。

この3月で交流連携協定を締結して2年がたつ中で、さらに沖縄県との交流を深めていくためには、それぞれの主体が、より幅広い分野で交流の動きを進めていくことが重要と考えております。今後、何より、定期便化を見据えたチャーター便の一層の拡大に取り組むとともに、先ほど知事からも御答弁申し上げましたように、若者交流事業を実施するなど、子供・若者交流を一層拡大すること、また、佐久市をはじめとする各市町村での交流の促進、両県の経済団体を巻き込んだ産業観光面での連携強化など新たな取組にも力を入れ、より幅広い分野で深い交流が行われるよう、私としても、庁内横断の検討チームを取りまとめながら、沖縄県との関係強化に向けて積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）それぞれ御答弁をいただきました。

150周年記念イベントについてでありますけれども、やるのであれば、ぜひとも盛大に開催していただきたいと思っておりますし、その際には、市町村や県民、そして学校現場といったところ、特に注意していただきたいのは、開催するのであれば若者と女性にどう参画していただくかという視点であります。それは、先ほど来ずっとこの質問のテーマにもなっております。この150周年をしっかりと進めていただきたいと思っておりますので、その視点をぜひとも忘れないでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、少子化に関してでありますけれども、女性から選ばれる県を考える上でぜひとも進めていただきたいことは、事業者も、女性にとって働きやすい環境を整えていただくということ。そのような整備を民間主体で進めていただかないと、女性にとってふさわしい県とは言えないということになってしまいますので、あらゆるチャンネル、あらゆる場所を通じて、その点もしっかりと知事の口から伝えていただくことをお願いしたいと思っております。

この少子化問題についてでありますけれども、長野県政全体に通じることではありますが、物をつくって宣伝しないという傾向が見てとれると私は思うのでございます。つまりは、PR下手ということになるわけで、メーカーであれば、製品をつくって、まず「新しい製品ができました」とCMを打つわけですけれども、新しいアイデア、新しい企画、新しい施策を幾らつくっても、それをPRしない、宣伝しないでは、県民の皆さんには通じないわけです。ですか

ら、そのPR方法をどうするかということ、これはしっかりと考えていただきたい。

今回の予算の中にも、ようやく外部人材を取り入れてPRの活性化を図りたいという意思は見てとれますけれども、私はもっとPRに予算を割いていいと思います。長野県の県政の施策は非常によく考えられているし、中身はとてもよくできているのですけれども、長野県民が知らないといった不幸が生まれてしまっていることを早く解消しないといけないという点であえて申し上げているわけでございます。その点、よろしく願います。

それから、県産材の利用促進について、ありがとうございます。ぜひとも知事がリーダーシップを奮って、教育長がお見えでございますけれども、学校現場においても県産材の利用を取り入れた施設となるよう、ぜひとも計画の段階から盛り込んでいただくことを私からもお願いさせていただきたいと思います。

それから、郵便局との連携であります。郵便局の位置づけ、価値については、知事と私は共通認識を持っていると思うのですけれども、連携についてはさらに深掘りする必要があるだろうと思っています。

もちろん、郵便局との意見交換や新たな模索ということを経理さん方とお話しされているという話はよく聞くわけですが、私はもう少し掘り下げてもいいと思うところでありまして、行政がオンライン申請などをお願いすることもあるのですけれども、いざ災害発生のとき、77市町村にあまねく存在している郵便局のロケーションのよさを活用する。しない手はないだろうということを昔から言っているわけですので、つまりは、この郵便局様の避難所としての機能、あるいは備蓄体制の一角としての機能といったものも考えていかなければいけないというふうには思っておりますので、そういったテーマで話合いを持っていただきたい。

さらには、災害時、補助的にはありますが、行政と一体となってどのように体制に参画していただくかということも大事な面であります。私は、これはもう郵便局を使わない手はないというふうにはずっと思っておりますので、もっと深掘りしていただきたい。

そして、郵便局の存在というのは、その地域にとってとても信頼がある施設なのですね。そういう絆というものがその地域においてもしっかりとありますので、そういう信頼に基づく関係性を深めていただくために、さらに便利な施設であっていただきたいということ、これも模索していただきたいですし、役割を持っていただくということをぜひとも考えていただくようお願いしたいと思います。よろしく願います。

それから、最後に、いろいろ皆さんに御答弁いただき、おおむね前向きに捉えていただいていたと思いますが、最後のオーバーツーリズム、上高地の案件でありますけれども、私は、県内人気の観光地はいろいろあることは承知しておりますが、自然環境を売りになっている観光地は特に慎重に対応しなければいけないというふうに思います。ですからあえて上高地をテー

マとして挙げさせていただいたわけです。

ほかにもいっぱいあります。温泉だとかいろいろありますが、特に、この上高地については、自然環境が売りというところに一番重きを置かなければいけないと私は思いますので、無制限に人間を受け入れ続けていいのかどうか。保全するためには、やはり制限つきの入場というものも考えていかなければいけないというふうに思いますので、知事がおっしゃるように、そういう視点を忘れることなく、今後、環境省や松本市と協議をしていただくということでありませうけれども、このテーマをしっかりと県から提示していただき、国や松本市にその重要性をお伝えして具現化を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして自民党代表質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時18分休憩

---

午後1時20分開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

改革信州代表高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）改革信州の高島陽子です。会派から代表質問に初めて立ちます。知事をはじめ理事者の皆様からの明快な御答弁を期待申し上げます。

超少子化の時代が到来しました。1年間に生まれてくる長野県の赤ちゃんは約1万人。私が住む長野市でも年間で2,000人前後と、人口規模三十数万の都市では1日平均で数人が産声を上げます。平均初産年齢は統計上31歳、概数にして30年を一世代交代として見れば、今から30年前の平成7年、1995年に長野県で生まれた赤ちゃんは2万1,187人です。30年間でその数が半減していることは、人口減少・少子化対策の検討に関わった皆さん、行政関係者や統計に明るい人は御存じだと思いますが、右肩下がりの推移、それも半分以下の数字になっているのです。

国をはじめ、県行政においても、こうした実態を踏まえ、ここ何年か、多くの時間を割いて、今後どうすれば少なくなった出生数を増やせるか、減少傾向に歯止めをかけられるか、反転攻勢できるかといった議論や検討が行われています。それは、社会構造を保ち、地域経済や暮らしの維持に欠かせないという危機意識からの取組や模索であり、そこに向き合ってきたプロセスは重要で大切なことと認識します。

しかしながら、こうして挑んできた少子化課題の解消には苦戦を強いられています。少子化

対策には、これが正解でこのようにすればうまくいくという特効薬のようなものは残念ながらありません。子供を持つようになり、産んだ子供の数を聞かれ、それは国に貢献していると言われることが何度もありました。他人から見れば統計上はそうなるのかもしれませんが、実はここに落とし穴があると私は約30年ずっと感じてきました。どういうことかということ、産んで育てる側の意識として、子供が生まれて、「少子化になっている国に貢献した」とか、「今は少子化だ。人口を増やすために子供を持とう」とはならないからです。誰かに頼まれたり、少子化解消のためと子供を産んだりするのではなく、自ら持ちたいと考えて、妊娠も出産も子育ても引き受けるのが当事者の側の思いではないでしょうか。

ここで申し上げたいことは、少子化現象を深刻視、若者、これから子を持つ世代への期待が高まるがあまり、大人たちや行政が少子化をどうにか食い止めようとすればするほどプレッシャーになってしまうのではないかということです。もちろん、何もしない、仕方ないと指をくわえていけばよいということではないです。行政は、様々な計画を描くためにデータが必要で、生まれる子供の推計から、県民希望出生率としたり、数字を分析したりと、数字が定まらないこともあります。けれども、子供が生まれる社会づくりのため、産み育てやすい長野県となるためには、今こそ原点に立ち返って、どんな環境にあっても生まれた命が尊ばれ、大切に育まれ、成長を喜ぶ人たちに囲まれ、見守られるということを一番にすべきと思います。

長野県で生まれる子供が年間1万人に満たないのなら、これまで以上に一人一人を歓迎し、生まれる赤ちゃんもお母さんもお父さんも大事にされる。そのために、共に育ちを見守り、大きく成長していくことを最大限後押しすること。これをかなえる取組について一緒に考え、行動し、実現したいとの思いから、前置きは大変に長くなりましたが、順次お聞きしてまいります。

長野県のお隣の山梨県は、今年1月時点の人口が78万8,000人余で、東京に接する県の中で規模が最も縮小しています。既に小さな規模となって運営されている自治体や国の事例に学んだり参考としたりするのは意義があると考え、山梨県にて分娩前後の支援に関する事業を調査してきました。

山梨県は、全国に先駆け、産後ケア事業に取り組みました。人口規模の縮小で生まれる子供の数も減少することへの早期対応として、十数年前に出産・子育てがより大切にされる取組としての事業にどの都道府県よりも先に着手。これを担うのは、同県の子育て支援局子育て政策課で、保健師が中心となる組織体制で、国がこども家庭庁を創設する前から、問題意識の下、財政的支援や市町村と連携で歩んできたとの自負を持ち、継続的に取り組まれています。

産前産後ケアセンターママの里という県の基幹的な施設で実施されるサービスの構築においては、産後育児支援を検討するために、妊娠中から1歳6か月児を養育する母親1,427人に

ニーズを調査して、宿泊しながら母親の回復及び育児技術指導の提供事業が必要と把握、設置に至っています。県内のどこにいても、求めれば産後のケアを標準的な条件で保障される仕組みとして位置づけられ、赤ちゃんとの生活が始まったばかりの時期を、助産師をはじめ、分娩に関わる医療資源が連携し、健康、発育、お母さんの産後の鬱などにも対応しようと支援し、実績を出しています。

県土の面積や市町村の数、医療機関の配置等といった諸条件が異なることから、全て山梨県のようにというわけにはいきませんが、我が県でも市町村主体に推進され始めている産後ケアを山梨モデルに近づけたり、周産期支援も強化したりすることで、産んで育てやすい長野県の実現を求めます。

笹渕健康福祉部長にお聞きします。

県内人口が減少し、生まれる子供が少なくなるのであれば、一人一人の妊産婦や生まれる子供のケアをより手厚くすべきであり、その中でも、産後の母親のウェルビーイングにつながる産後ケアに対する県の支援の状況と今後の取組について伺います。

産後ケアは市町村で取り組む事業で、サービスを受けられる医療機関や施設の情報はそれぞれに発信されていますが、広域的に捉えやすく、移住なども想定して、全県下で利用可能なりスト一覧を作成し、公表するのはいかがでしょうか。

また、産後から子育て環境を良好なものとするために、保健福祉に係る資源が様々な支援をする。その一つに、乳幼児健康診査があります。生後4か月、1歳半、3歳と5歳児健診も取り組まれるようになりました。母子の健康を保ち、病気や障害の早期発見、支援するための資源として乳幼児健康診査は重要と考えます。県としての役割について、こちらも健康福祉部長に伺います。

次に、子供が育つ上で、遊びや学びを通じて体験を増やすために、学校を飛び出して社会の見聞の時間を確保することも重要です。子供だけでなく、一緒に過ごす大人にそれをどのように保障するか。愛知県に「休み方改革」プロジェクトの取組があります。長野県においても、子供と親や保護者とが共に休める環境をつくることを提案したいが、いかがでしょうか。武田教育長にお聞きします。

子供の成長や発達には欠かせない遊びや学びの時間を大人が共に持つことは、育ちを促進させるために必要であると考えます。例えば、愛知県では、子供が親と共に平日に校外で体験や研究の学び、活動を自ら考え、企画し、実行することができる「ラーケーションの日」を設けていますが、こうした取組についてどのように考えるか。武田教育長に見解を伺います。

共育て推進、出産・育児をきっかけに女性のキャリアロスが生じないように、男性の従業員の育児休業取得促進に取り組んでおられますが、働く女性が求めても産育休を取得できていな

い実態があり、そこにはあまり目が向けられていないのではないかと感じます。出産後の切れ目のない支援は、子供だけでなく、育児をする親にも確実にされる必要があると考えます。

そこで、お尋ねします。

県が男性の育休取得の向上を図ろうと着手されたことは評価できる一方で、勤労女性については、産休を取得せずに退職しているケースも多いのではないのでしょうか。県としてこの実態をどう把握して支援しているかを田中産業労働部長にお聞きします。

知事にお聞きします。県内人口が減少傾向にある中で、長野県の母子保健事業はますます重要であり、中でも信州母子保健推進センターの取組はその要とも思われます。今後の県内の周産期医療の在り方と県の取組について伺います。

次に、公立学校の在り方について、7項目を全て武田教育長にお聞きします。

今、子供の数が減っている事実から目を背けるのは容易ではなく、人口動態に合わせた教育計画が必要ではないか。それによって教員の配置や学習活動の充実が図られると考えます。今年度の出生数は、15年後の高校受験生をほぼ確定することになり、人口が縮小することをイメージした再編計画は待ったなしで、それに取り組むことで今後の予算も見通しがついてくるのではないかと思います。子供が少なくなっても豊かな教育環境が保たれ、提供されていくにはどうすべきかが問われています。

そこで、質問します。

1、今年1月上旬の新聞報道から、さきに公表された県立高校再編の方針では、明確な時期を設けず、棚上げするような印象を受けました。今月13日に再編に関する基準の再検討をする意見交換会が開催されたとのこと。再編計画を今後どのように進めますか。

2、子供の減少により、市町村における小中学校の統廃合も進行しています。使われなくなった校舎、学校敷地の後利用を含め、各自治体が直面してきた施設マネジメントは市町村が主体で行うが、例えば、将来市町村越境型の学校設置を検討する可能性も出てくるでしょう。校舎や敷地の跡地利用も含め、小中学校の在り方について県が市町村と共に検討を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、不登校児童生徒の学びの保障については、信州型フリースクールの認証が進められていますが、運営や個々の児童生徒への支援や広域連携を図ることなどに課題があると聞きます。県における現在の取組、課題について伺います。

4、中学の部活動地域移行に伴い、高校進学のための評価について、どう変化するのか不安を感じる子供や保護者がいます。これまで、学業のほか、部活動での成績などが評価されてきたが、今後部活動が地域移行される中、その活動の扱いや課題について伺います。

5、親や保護者の期待が大きくなり、要望も多くなることによって、学校に対して過剰な申

入れやクレームを入れることが問題視されています。教育現場の資源を損なうケースもあるようで、これにどう対処し、解決するのが望ましいのか、教職員、現場は頭を痛めていると思います。小中学校におけるトラブルや保護者からの過剰な要求についてどのように対応されていますか。また、県として市町村教育委員会や学校をどのようにサポートしていくのか、お聞きいたします。

先月、私ども会派の調査で上田養護学校を視察しました。児童生徒数の増加が続いており、校舎にこれ以上の教室確保が難しく、グラウンドまでかなりの面積を占拠されてしまうほどで、学びの場として制約があり、もはや限界ではないかと感じる状況でした。通学バスを増便しても、送迎時の操車や転回は駐車スペース内でぎりぎり、安全な運行に苦慮するような状態で、教職員の苦労や負担があるようです。このようなハードの在り方、教育環境について、当事者、保護者は不満、不安を抱えています。

そこで、お聞きします。

6、特別支援学校で学ぶ児童生徒数は増加しており、県内学校の狭隘化はどこでも慢性的な課題で、プレハブ増設等での対応を余儀なくされています。20年、30年以上前からどんどんとよくない状態に進んでいます。これ以上放置してはならないと思いますが、こうした課題に対する県の見解と今後の対応について伺います。

武田教育長が就任してから新たな取組やこれまでの事業を継続する中でお感じになったことをお聞きしたいと思います。教育委員会の主体性は重要で、期待も大きいと思います。そこで、長野県教育の責任者たる教育長となって1年近くとなりますが、これまでの教育環境から大きく変わろうとしている中、今後の展開についてのお考えを伺います。

人権条例について、人権の尊重と差別を解消するための施策を県としてどう位置づけるかについては、これまで、長野県人権政策推進基本方針を規定し、必要となる項目が盛り込まれ、運用されてきました。同方針は、15年を経て、今も県の人権施策のよりどころとなっていると認識しております。

一方、人権に関しては、時代に即した取組を進めるため、また、これまでに、差別解消などの啓蒙・啓発、支援や理解の促進などを行ってきた団体や組織などから、包括的に盛り込んだ条例づくりを検討、制定着手を願う声が寄せられておりました。

私たちは、感染症社会を経験し、ネットメディアの誹謗中傷などから人権意識の高まりを誰もが実感する今、まさに条例制定を検討すべきときを迎えていると私ども会派の中で認識が共有されていたところで、このたび、知事から制定の意向が示されたところで、期待を強くするところです。

これに先立ち、私は、人権条例の先行的取組があった愛知県で調査をしました。愛知県は、

2022年4月1日に愛知県人権尊重の社会づくり条例が施行されたところで、人権課題を以下の四つに整理し、個別に規定して取組が進められているということです。

1、インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援。2、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進。3、部落差別の解消に向けた取組の推進。4、性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等です。

愛知県では、コロナ感染症に対しての誹謗中傷への問題意識に端を発し、インターネット上で一定期間モニタリング調査をして実態把握することで、差別助長の発信抑止はもとより、監視の結果、明らかな差別行為には法務局への削除依頼をかけたリ検証したりするなどの取組を経たとのこと。また、専門家10人で構成する有識者会議をベースとし、条例制定の検討を行ったということで、長野県でも参考となるのではないかと感じ、調査を終えました。

さて、知事が提案されました人権がより尊重される社会を実現するための条例制定の検討について、趣旨や検討の背景、理由が記されましたが、方向性や今後の予定などについて確認しておきたいと思います。以下、6項目を質問します。

県において検討されようとしている人権条例の制定について、条例づくりにはしっかりとした検討体制が必要であると考えます。また、条例を制定するに当たっては、県民の理解を促す観点からも、検討には丁寧に議論を重ねる必要があり、制定までの時間を十分に設けるべきであると考えますが、こういった道筋で条例の検討を進めていくのか。

次に、他の都道府県や市町村の先行事例や憲法に定められた権利、世界人権宣言を踏まえ、条例に盛り込む内容についてどのように考えているか。また、条例の制定を契機とした機能強化についての考えはいかがか。

続けて、SNSでの過激な誹謗中傷など、深刻な事案が発生している中で、人権侵害として認知や審査を行い救済等に取り組む川崎市の先事例もあるが、こういった取組についてどのように考えるか。以上3点を直江県民文化部長にお聞きします。

続いて、これまでに長野県の教育現場で行われてきた人権尊重や差別のない社会づくりのための教育はどのようなもので、どう取り組まれてきたのでしょうか。武田教育長にお聞きします。

また、警察においては、人権を尊重して職務を遂行するためにどのような取組を行っているのかを鈴木警察本部長にお尋ねします。

1点気がかりなことがあり、これは知事に御答弁願います。

今定例会開会日の知事の提案説明において、この条例制定については、「人権」の語句のみで、人権の施策や条例などで組み合わせて使われることの多い「差別」という語句がなかった。人権という言葉のみならず、人権尊重と人権を侵害する差別とを共に表記することが必要では

ないか。知事に御答弁をお願いいたします。

次に、労働環境改善、労働人材の確保についてお聞きしていきます。

人手不足、人材確保は各産業において慢性的課題となっています。人材市況を把握するデータには、人手不足を感じている企業割合を業界ごとにまとめ、上位にあるのは情報サービスとのことだが、身近なところでは、生活に密着した流通サービスをはじめ、直接人と向き合ってお世話をしたり、サービス提供したりする介護や保育といった福祉分野において、また、タクシーなど二次交通の部門、輸送・運送の業界等で、地域にとって大切な働き手を求めるものの、獲得に苦慮している実態があります。雇用形態や過酷な労働環境、激務のイメージなどから離職率も高いと考えられているようです。

そして、先ほどの質問の中で学校への過剰なクレーム対応に触れましたが、こうした問題の根は共通しているところがあり、サービスを受ける側と提供する側の相互に、本来であれば尊重や豊かな関係が築かれるべきところが、人を相手にする仕事にもかかわらず、いわゆるカスハラをはじめ、傷つけるなど、人間関係を壊し、人権を侵害するような行為が発生し、業務が円滑に遂行されない事態も起きていると聞くことが少なくありません。

人口減少、特に労働生産人口の縮小が進むと予測され、替えの利かない人材調達、配置をますます意識しなければ地域社会はもたないとの危機感から、真に人を大切にする雇用や労働環境を目指すべきで、悪しき慣行を是正、改善し、労働力や人材を定着させるためにどのように取り組めばよいのか。以下5点について質問します。

1、介護人材の確保について。介護業界の民間事業者は、公益的な性格を帯びながら、介護保険事業の四半世紀の歴史の中で、絶えず現場の人手不足や賃金の是正といった労働者側面で不安定要素を抱えながらの運営や経営を余儀なくされています。国の専門人材育成プログラムがあり、高度な専門性を備えた外国人人材へ期待が高まるが、人材の定着には難しい課題もあります。現場の人手が足りない環境は深刻で、25年前の制度開始に当たり、雇用や処遇、賃金体系の確立がきちんとされないまま見切り発車のようにスタートして現在に至る状況をどう打破したらよいのか。この状況を抜本的に改善するために、県としてどのように取り組むかを笹渕健康福祉部長に伺います。

観光で訪日客の増加などにより需要が高まる二次交通のサービス供給は、大きな課題として横たわっています。ドライバー不足の解消に県はどう取り組んでいるのか。移住で人材確保の施策により成果を上げるのが難しいと感じております。DX戦略に位置づけられるインターネットでのGOアプリをはじめとした配車システムの普及を加速化させ、若手も働きやすく、収入増となるように促進強化すべきと考えます。

私は、昨年と今年、欧州各国を訪問した際に、移動には公共交通を積極的に活用し、我が国

の交通との相違点を直接見、乗客にとって、また、働き手にとってよりよい環境について考えたり感じたりする機会に恵まれました。

訪ねたドイツ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、デンマーク、ギリシャで、いずれも、路線バス、地下鉄や路面電車など鉄道乗車の際に、クレジットカード決済やスマートフォンのアプリ決済は当たり前活用されていて、老若男女、市民が手軽にそれを使っていました。

そして、マルタという小さな島国では、鉄道はありませんが、路線バスが多用され、やはりクレジットカード決済が基本で、こうした電子決済システムの確かな普及や乗客の活用状況を知ることができました。

また、タクシーについては、マルタ現地でボルトと呼ばれるいわゆるウーバータクシーの利便性が非常に高いと感じました。インターネットの配車システムが確立されており、行き先を知らせるとすぐに近隣にある車両が乗客の足元へ来てくれるという体験をしたことから、インバウンドに対応するためにも、国内や県内でも、いわゆるGOアプリを装備したタクシーが普及することで、乗客にもドライバーにとっても便利な面が確実にあり、希望する運転手は漏れなく採用され、実際に使ってほしいと思っております。

そこで、小林交通政策局長にお聞きしたいのは、バスやタクシードライバーの人材不足は、不足というよりも枯渇寸前と言われることもあり、こうした状況を解消するため、働きやすい環境づくりが不可欠で、そのための新システム導入は急務であると考えます。県の取組状況はいかがでしょうか。

次に、県では会計年度任用職員が多く採用されておりますが、正規採用ではなくても、県の大切な人材であることに変わりないと考えます。ところが、1年ごとの更新について、面談機会をきちんと設けず一方的に更新はしないと伝えたり、病気治療のために入院するときについて職場に戻るのかと配慮のない言葉を投げかけられたりといった配慮に欠ける職場環境であると何件かの訴えを聞くことがありました。家族が療養するために介護休暇を希望したが、取得できず、通常どおりの仕事を任せられたというケースもあるようです。

会計年度任用職員であっても、何かしら不測の事態が発生したときの支援体制やチームワークがないと困るということで、これは雇用における問題ではないかと懸念します。会計年度任用職員の立場について職場や責任者の理解が浅いと思われるケースへの適切な対応を求めます。

今、人事異動の時期になっておりますが、会計年度任用職員の求人や採用はどのように行われていますか。また、処遇や権利について、各所属の責任者がよく理解され、会計年度任用職員が不安やトラブルなく安心して働けるよう、どのように取り組んでいくのか。渡辺総務部長にお聞きします。

次に、保育所等においては、保育士不足が常態化している一方で、現場の保育士からは、人

間関係や不安定な雇用形態に関する悩みなどを多く耳にします。管理的な業務に忙殺され、子供と追いかけてこをするなど子供たちに向き合っ一緒に遊ぶような環境が減っている。望ましい保育環境となっているかとの訴えをはじめ、実際に現場で働いている現役の保育士、特に、ベテランでも雇用継続がされない、または離職した若手の保育士らから直接お話を聞く機会が増えており、専門人材の確保以前に課題が横たわっていると感じます。

このような保育士の声に対し、県としてどのように支援し、改善を図っていくのか。また、このような相談に対応する専門の窓口を設け、当事者の声を聞く仕組みを取り入れてはどうか。阿部知事にお聞きします。

こちらも知事にお尋ねします。

令和6年賃金構造基本統計調査によると、長野県の女性の就業率は上位にあるものの、女性の正規雇用率と男女賃金格差は比較的下位であり、この傾向はあまり変化が見られぬままに推移していると言えます。今、女性が長野県で働きがいのある仕事に就ける環境整備は不可欠だと思います。

知事にお尋ねします。

先ほど田中産業労働部長に質問した女性の産育休取得の実態をはじめとした育児と仕事の両立はもとより、使用者や職場の理解で雇用環境がよくなること、個々のキャリア形成、正規雇用や管理職登用など多様な要素が関係する女性の働き方向上には、多角的な分析が必要と考えます。そこで、男女賃金格差の課題を解決するため、タスクチームを設けるなどの手法も含めた県としての取組について伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には3点お尋ねがございました。

初めに、少子化問題に関連して、産後ケアに対する県の支援の状況と今後の取組についてでございます。

産後ケア事業は、助産師等の専門職が出生後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う市町村事業であり、県はその後方支援の役割を担っております。これまでに、県では、市町村保健師等への研修や先進的な取組事例の情報発信等を通じて、事業の円滑な実施と質の向上に向けた支援を行ってきたところでございます。今後は、申請方法や支払いシステム等の全県統一に向けた体制整備について市町村等と協力して検討するとともに、県内市町村の事業内容や実施施設等の情報発信を行うなど、産後ケア事業のさらなる充実に努めてまいります。

次に、乳幼児健康診査に係る県の役割についてでございます。

子供の発育や健康状態を定期的に確認するために、各市町村は地域の実情に応じて乳幼児健

康診査を実施しております。

県では、市町村保健師の資質の向上を目的とした専門研修や、県全体の乳幼児の健康状態を把握し、地域ごとの健康課題を明確にすることを目的としたデータの収集と分析を行うなど、乳幼児健康診査の質の維持向上を図る役割を担っております。子供の健康状態を把握し、病気や障がいの早期発見による適切な支援につなげるために、県内で質の高い乳幼児健康診査が実施されるよう、引き続き市町村の支援に取り組んでまいります。

続いて、労働環境改善、労働人材の確保に関連して、介護人材確保のための県としての取組についてでございます。

介護事業所が地域において持続的にサービス提供を行うには、他産業に比べて低い賃金水準である介護職員の賃上げとともに、介護保険制度が将来にわたって安定的に運営されることが必要であり、今後も地域の実情に合った制度改善などを国に対して強く求めてまいります。

その上で、県では、労働力人口が減少し、介護需要が高まる2040年を見据え、介護人材の確保定着に向け、資格取得から入職までの一体的支援や介護テクノロジーの定着、処遇改善加算の取得促進等への支援に取り組むとともに、介護職員の処遇改善補助金等について本定例会で予算計上しているところでございます。

今後とも、介護分野へのアクティブシニアなど多様な人材の労働参加への促進と介護職員の負担軽減を図る生産性向上への支援などを通じて、介護現場が魅力ある職場となるように取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私にいただいた質問について順次答えてまいります。

「ラーケーションの日」の取組についてどのように考えるかというお尋ねでございます。

愛知県では、働き方改革プロジェクトの中で、親子で過ごす時間を確保するため、「ラーケーションの日」を設定し、子供が保護者と共に年3日間の範囲内で平日に体験活動等を実施していると承知しております。

議員御指摘のように、子供の成長のために、たっぷりと遊んだり体験をしたりすることは非常に重要であるというふうに思っております。そういった意味においても、ラーケーションは、子供が学校外での体験や探究活動を自ら計画し実行することで自主性が育まれるなどの効果があるとともに、土曜日、日曜日に保護者等が仕事をしている子供にとっては、平日に休むことによって家族と一緒に過ごす時間が増え、家族の絆が深まるといったよさもあると認識しております。

一方で、学校を休むことで学習進度に遅れが生じることへの対応や、家庭の事情によりラー

ケーションの制度を活用できない子供もいると考えられ、公平性の確保に課題があると考えております。今後も、ラーケーションの効果や課題等を把握するため、愛知県など先行自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、公立学校の在り方について7点質問をいただきました。

まず、県立高校の第2期再編基本計画の今後の進め方でございます。

2018年9月に決定した「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」において、第2期高等学校再編・整備計画の再編・整備完了目標を2030年3月としたところでございますが、本年1月の教育委員会定例会において、遅くとも2030年3月までに全ての高等学校の統合事件案について議会同意の完了を目指すという確認をいたしたところでございます。

現在、新校の学びの在り方など、開校に向け、様々な事項について新校再編実施計画懇話会等で地域の皆様と意見交換を重ねており、地域との合意を図りながら新校設置に向けた準備を進めているところでございます。

また、新たな学びを実現するための校舎整備についても、各校において学びの特色化をどのように実現していくか、長野県スクールデザインの方針に基づき推し進めているところでございます。

地域の皆様と共に新校づくりを推進し、準備が整ったところから順次開校していくこととしております。開校時期につきましては、状況が新校ごとに異なるため、一律に定めることはいたしません。急速な少子化を踏まえ、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、学校統廃合が進む中で、跡地利用も含めた小中学校の在り方検討についてでございます。

県教育委員会では、平成26年に少子・人口減少社会に対応した学校づくりの方向性に関するガイドラインを策定し、魅力ある学校環境や望ましい学校規模等について市町村の皆様にお示ししたところでございます。

今後の小中学校の在り方は、子供たちにとってのみならず、その地域にとって重要なテーマであり、学校の統廃合に当たっては、よりよい教育環境の整備とともに、少子化・過疎化対策や統廃合後の跡地利用についても重要な観点であると認識しております。

県内では、飯綱町で統廃合後の学校跡地を地域のコミュニティーラウンジとして活用したり、木島平村でふるさと資料館として活用している事例があり、県教育委員会としても、そういった先行事例を市町村と共有することにより、よりよい跡地利用の在り方について市町村と共に考えてまいりたいと考えております。

また、来年度県教育委員会に設置する学校改革支援センターにおいて、今後の小中学校における学習活動や教員配置の在り方について市町村の課題やニーズを把握し、伴走支援をしてま

います。

続きまして、不登校児童生徒の学びの保障に関わる取組と課題についてでございます。

県教育委員会では、不登校児童生徒の学びの継続支援について、有識者を交えた懇談会を令和2年度から開催し、出席扱いの考え方や学習評価の在り方等について県内全ての小中高校に示してきたところでございます。

また、令和6年度から、市町村が設置する教育支援センターへ多様な学び支援コーディネーターをモデル的に配置し、教育支援センターの新設や増設、市町村間の連携やメタバースを活用した取組を支援してきており、来年度は新たに中学校20校の校内教育支援センターへ支援員を配置する予定でございます。

さらに、不登校特例校である学びの多様化学校と夜間中学校の機能を併せ持つ信州オープンドアスクールの設置については、軽井沢町と上田市で検討が進んでおり、県教育委員会として必要な支援を行っていく予定でございます。

一方、課題といたしましては、自宅や自室から外に出られない子供たちに対する支援の在り方であります。また、オンライン授業配信に対して苦手意識を持つ教員が一定数おり、研修をさらに充実させていく必要があることも課題として認識しているところでございます。

続きまして、高校進学における部活動の地域移行による評価についてでございます。

高校進学における学校外のスポーツ活動等の評価については、現在、調査書の総合所見及び特記事項欄にスポーツ活動等の記録に関する特記事項、生徒の成長に関わる総合的な所見を記入することとなっております。

さらに、受験生自身も、学校外の活動について志願理由書に記載したり、面接等でアピールできるようにしており、各校はそれぞれの特色に合わせた募集の観点に基づき、総合的な評価を行っているところでございます。このように、現在も学校外の活動についても総合的に評価しており、部活動が地域移行された後も同様に対応していく予定でございます。

課題については、公平性を担保するために、生徒一人一人の学校外での活動の状況を中学校が的確に把握するための地域連携や情報共有の在り方にあると考えており、今後も中学校と共に研究してまいりたいと考えております。

次に、小中学校におけるトラブル等への対応についてでございます。

学校内でのトラブルは、一般的に、子供の学校生活を最も理解している担任や養護教諭が相談窓口となり、学校内部で対応することが基本となっております。しかしながら、複雑化する保護者からの要望等に対し学校ができることには限界があることから、学校内部で解決することが困難なケースには第三者の介入が必要であると考えています。

そのため、県教育委員会では、本年度4月から、県弁護士会との協定によるスクールロイ

ヤー制度を導入し、市町村教育委員会からの依頼に応じて弁護士を派遣しております。既に独自にこの制度を導入している市町村もございますが、それ以外の市町村には今後さらに制度を周知し、活用を促してまいりたいと考えております。

また、不適切な初期対応により問題が複雑化する場合も多いことから、さらに教員研修を充実するとともに、警察や児童相談所などの専門機関との連携により迅速に対応できる体制構築に向け、市町村教育委員会や学校と連携を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、特別支援学校の狭隘化に対する見解と対応についてでございます。

特別支援学校の環境整備は重要と認識しており、児童生徒数の増加に対して校舎の増築や分教室の設置等により対応してきたところでございます。現在は、寿台養護学校において敷地を拡張して増築に向けた計画を進めているほか、建築から年数が経過し抜本的な対応が必要である松本養護学校と若槻養護学校では、改築に向けて設計や工事を実施しております。

また、特に狭隘化、老朽化が課題となっている上田養護学校については、設置場所も含め、改築に向けた検討を重ねており、去る2月4日には、将来的に学校がどうあるべきかについて保護者や地元関係者等から成る検討会の第1回目を開催するなど、取組を加速化しているところでございます。

今後、各校の施設の状況や児童生徒数の推移等を丁寧に確認した上で、改築や高等学校などの県有施設の有効活用による分教室の設置、近隣用地の活用などあらゆる可能性を検討しながら、計画的に児童生徒の学習環境の整備に努めてまいり所存でございます。

次に、今後の長野県教育の展開についてのお尋ねでございます。

私が長野県の教員になったのは昭和56年（1981年）でございますが、その当時と現在を比べると、教育を取り巻く状況は大きく変化しております。しかし、時代が変わり、教育環境が変わっても、教育を受ける主体は子供であり、教育は子供側から語られるべきものということ是不変わらぬと思っております。子供に近いところに自由と権限が与えられることが重要であると考えており、個性的で特色ある教育はそうしたことから創造されるのではないかと考えております。今後、子供を中心として、それぞれの地域や学校がよりよい教育を実践していくことができるよう支援してまいり所存でございます。

次に、長野県の教育現場で行われてきた人権教育についてのお尋ねでございます。

学校教育における人権教育は、平成23年に県教育委員会が作成した人権教育推進プランに基づき、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる共に生きる心の醸成を目標にして行われてきております。

各学校においては、県が基本方針として示している同和問題や外国人等の11の人権課題に即した視点と、自尊感情や生命尊重等の普遍的な視点を包括した全体指導計画を作成し、教育活

動全体を通じて人権感覚を涵養していく組織的、計画的な取組がなされていると承知しております。

しかし、現在、いじめや虐待、SNSによる誹謗中傷などの深刻な人権侵害が大きな社会問題となっており、人権教育の重要性がさらに高まっていると認識しております。今後も、教職員の指導力を高める研修を充実させ、子供たちが自他のよさを認め合い、自分しかかけがえのない存在で、他者もかけがえのない存在であるという人権尊重の視点から、差別のない社会の形成者となるよう取り組んでまいり所存でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には勤労女性の育休の実態把握と支援についてのお尋ねでございます。

働く女性が育児休業を取得せずに退職している状況につきましては、昨年9月に県が行った調査によりますと、妊娠から子供が1歳になる前の間に退職した割合は、平成30年度40.2%が、令和6年度35.2%と減少しております。

退職の理由は、「家事・育児に専念するため自発的に辞めた」が52.0%。一方で、「仕事を続けたかったが仕事と育児の両立が難しそうだった」が24.0%となっており、育児休業を取らずに退職する女性がいる背景には、職場復帰しても休業前と同じようにフルタイムで働けるかなど労働条件面での不安が大きいものと考えております。

このため、県におきましては、職場環境改善アドバイザーによります短時間正社員、フレックスタイム制度など多様な勤務制度の導入支援のほか、企業における保育施設整備といった職場環境改善や職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得に向けての課題の整理、解決のための助言などにより育児期の女性の就業継続に向けて取り組んでいるところでございます。

信州未来共創戦略では、「共育でも当たり前に見える働き方に変えよう」を掲げ、性別にかかわらず働き続けることが可能な環境の実現を目指しております。県では、来年度、職場環境改善アドバイザーの増員を予定しており、企業への助言や働きかけを一層強化していくとともに、企業にも価値観の変革を促し、育児のために就業を断念することのない職場環境を整備してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず初めに、今後の県内の周産期医療の在り方と県の取組についてという御質問でございます。

県内の出生数は10年前と比べて約25%減少しており、また、出産年齢が高齢化することに伴

い、ハイリスク分娩が増加して、6件に1件は帝王切開による分娩という状況であります。

こうした中、多くの方々は、身近なところで分娩ができ、医療が受けられることを希望されていると思いますが、安全・安心で持続可能な周産期医療体制を構築していく上では、医療機関を一定程度集約化、重点化していくことは避けられないというふうに考えております。そのため、昨年度策定いたしました医療提供体制のグランドデザインを踏まえて、効率的かつ安全・安心な周産期医療の提供体制を維持するため、高度専門医療を担う医療機関と身近な地域の医療機関との役割分担を進めていくことが必要と考えております。新年度におきましては、医療機関や関係団体等との検討の場を設けて、今後の周産期医療提供体制の在り方を考えていきたいと考えております。

一方、こうした取組を進めますと、分娩のために遠くの医療機関に行かなければならない妊婦が増えてくることも想定されますので、県独自の交通費、宿泊費等の補助制度や、地域の実情に応じた医療機関への交通アクセスの在り方等についても検討していきたいと考えております。

続きまして、人権条例に関連して、人権尊重と差別を表記することが必要ではないかという御質問でございます。

これまで、本県では、長野県人権政策推進基本方針におきまして、人権は、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないことを明記して、「人権が尊重される長野県づくり」を人権政策の基本理念として取り組んできたところでございます。これまでの基本方針の理念を踏まえて今後条例を検討していきたいというふうに思っております。御質問にありましたように、人権尊重、差別という言葉在意図的に排除しているわけではございません。今後、十分な議論を行い、丁寧に検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、保育士に関連して、県として保育士をどう支援し、改善していくのか。どう保育士の声に応えていくのか。また、専門の窓口を設けて当事者の声を聞く仕組みを取り入れてはどうかという御質問でございます。

昨年度行いました実態調査によりますと、約半数の保育士の皆さんが職場の人間関係や処遇についての課題や悩みを抱えているという結果が明らかになりました。私も、昨年、現役保育士の皆さんとの意見交換や飯田市での保育士体験を通じまして、保育士の皆さんの仕事のやりがい、あるいは大変さというものを実感させていただきました。また、保育士の皆様から処遇に関する不安等について直接御意見をお伺いしてきたところでございます。

保育士が抱える様々な課題につきましては、市町村や設置法人が取り組んでいくことが第一義的には必要でありまして、これまでも様々な場面で保育士の処遇や職場環境の改善の取組を依頼してきました。今回の公定価格の大幅な改善や非常勤職員を含む公務員の給与改善などが

着実に具体化されるよう今後も求めていきたいと考えております。

また、令和6年度から、専任職員の増員等により、人材バンクから保育士・保育所支援センターに改組して体制を強化いたしました。保育専門相談員による保育所への訪問支援を行うなど、今後も保育士の皆様方から寄せられる様々な悩みに対応していきたいと考えております。

また、こうした保育士の悩みに対応していく上では、管理監督者の皆様方の役割が重要だというふうに考えておまして、新たに施設長等を対象としたマネジメント研修も行ってまいります。また、柔軟な働き方の導入などの先進事例を共有させていただくなど、保育士の皆さんが安心して働き続けられる職場づくりに市町村と共に取り組んでまいります。

最後に、男女の賃金格差の解消についての取組についてという御質問でございます。

信州未来共創戦略におきましては、「2050年にありたい姿」として、男女の賃金格差がゼロ、そして、その手前の「2030年に目指す旗」として、ジェンダーギャップ指数の改善ということ掲げておまして、男女間の賃金格差の解消は、女性から選ばれる県づくりに向けて取り組んでいかなければいけない重要な課題だというふうに考えております。

そのためには、やはり管理職に占める女性割合を増やしていくこと、また、どうしても男性に比べて女性のキャリアの中断が多いので、こうした中断がなるべくなくなっていくことが重要だというふうに考えております。

こうしたことから、県としては、男性従業員の育休に取り組む企業に対する奨励金の支給や、短時間正社員制度をはじめとする様々な柔軟な働き方の推進に取り組んでいくとともに、女性若者応援賃上げ・生産性向上促進事業による賃上げに対する切れ目のない支援や、アドバンスカンパニーの認証項目として自社の男女間の賃金格差の分析状況を新たに追加することによって自らの事業所の状況をしっかり認識してもらうというようなことも進めていきたいと考えております。

今後、県としては、男女共同参画推進本部に新たに部会を置くなどして、県民文化部、産業労働部をはじめとする関係部局が連携してこの問題に対応していきたいというふうに考えており、また一方で、未来のNAGANO創造県民会議におきましても、この賃金格差を含めたジェンダーギャップの解消を重要なテーマとして位置づけて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には人権条例につきましてお尋ねをいただきました。

まず、人権条例の検討の道筋につきましてお答え申し上げます。

本県では、平成22年に策定いたしました長野県人権政策推進基本方針に基づきまして人権政

策を総合的に推進してまいりましたが、その後の社会経済情勢の変化等に伴い、人権を取り巻く環境は大きく変化しております。

とりわけ、近年は、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な課題、SNS上の誹謗中傷など、人権課題が多様化、複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生していることを踏まえ、今般、人権全般を包括する条例の検討に着手することといたしました。

人権課題は、多岐にわたり、かつ慎重な対応が求められるため、十分な議論を行い、丁寧な検討を進めることが必要であり、こうした過程を経ることが県民の皆様の人権に対する関心や理解を深め、人権尊重の意識を高めることにもつながるものと認識しております。このため、弁護士や各人権分野に関わる学識経験者等により構成され、県の人権政策に関する重要事項の調査審議等を行う長野県人権政策審議会に諮問して、様々な視点から具体的な検討を行います。また、県議会をはじめ、県民の皆様、関係団体、市町村等から幅広く御意見を伺い、十分な議論を尽くし、御理解を得ながら検討を進めてまいります。

次に、条例に盛り込む内容及び条例の制定を契機とした機能強化についてでございます。

条例検討の過程においては、日本国憲法や世界人権宣言にうたわれている人権尊重の普遍的な原理を踏まえ、先行する他の自治体の条例も参考にしながら具体的な内容を検討してまいります。

本県では、これまで、人権の視点に立った行政運営を徹底するとともに、教育、啓発や相談支援等を行ってまいりました。また、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例や長野県犯罪被害者等支援条例などを制定いたしまして、取組を進めてまいりました。

こうした様々な人権課題に対するこれまでの積み重ねに加え、現在顕在化している新たな人権課題への対応も含め、条例の内容を検討してまいります。また、具体的な人権政策の基本的な考え方や方向性を示している長野県人権政策推進基本方針を条例に位置づけることも検討し、人権が尊重される長野県の実現に向けた取組を一層推進してまいります。

最後に、人権侵害の認知や審査、救済等を行う他の自治体の取組に対する認識についてでございます。

条例に具体的にどのような内容を盛り込むのかにつきましては、議員から御指摘のありました川崎市をはじめ、他の自治体の取組なども研究しながら人権政策審議会を中心とした検討の中で見定めていくべきものと考えております。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 警察における人権を尊重した職務遂行のための取組状況について

御質問をいただきました。

警察法第1条では、同法の目的として「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため」と規定しており、また、警察職員の職務倫理について定めた国家公安委員会規則において「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること」が規定されています。

県警察では、職務執行が人権に配慮した適正なものとなるよう、警察職員に対する教育を繰り返し徹底しているところであります。具体的に申しますと、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しまして、警察学校において基本的人権の意義や内容、各種人権課題等への理解、人権の擁護に関する教養等を実施しております。

例えば、障がい者の人権に配慮した活動ができるよう、長野県聴覚障がい者情報センターから講師を招いて手話の習得に取り組む等の教養も取り入れております。このほか、平素から警察署等の職場においても部外有識者を招いた人権教養や人格形成教養を実施するなど、人権に配慮した適正な職務執行に関する研修等を行っております。

県警察では、人権に配慮した警察活動を行うべく、今後も継続して警察職員の指導、教養に取り組んでまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはバス・タクシードライバー確保のための働きやすい環境づくりの取組状況についてお尋ねをいただきました。

議員お話のとおり、バスやタクシードライバーの人材不足を解消するためには、労働環境の改善を図ることは重要な施策の一つと考えているところでございます。

各事業者においては、人材の確保・定着につなげるため、労働時間の短縮や柔軟なシフト制度の導入、女性用のトイレや休憩室など快適な執務環境の整備、健康維持など福利厚生の実施、タクシーの遠隔点呼システムや配車アプリの導入などの公共交通のDXの推進など、それぞれ実情に応じて様々な取組が行われているところでございます。

県としましても、ドライバーが現金を取り扱う必要がなくなるようキャッシュレス化に支援を行っているほか、運輸事業振興助成補助金によりまして、休憩施設や福利厚生施設の整備支援、バックモニターなどの機能がついた安全性の高い車両の導入支援、また、働きやすい環境づくりに取り組む事業者を増やすための職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の取得の促進などを行って、労働環境改善に向けた支援を行っているところでございます。

また、県としましては、ドライバーの確保・定着に向けて、こうした労働環境の改善への支援に加えまして、賃金水準の向上などの処遇改善につながります事業者の経営基盤の強化への支援についても行っておりまして、これを引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には会計年度任用職員について2点のお尋ねをいただいております。

まず、求人と採用についてでございます。

会計年度任用職員の求人に当たっては、各所属においてハローワークや県のホームページ等に業務内容や労働条件等を示した上で広く募集を行い、書類選考や面接等により採用者を決定しております。求人や採用に当たっては、令和2年3月に作成いたしました会計年度任用職員の任用等に関する取扱要領において、任期更新や再度任用などの取扱い等も含め、留意点を各所属に明示しているところでございます。こうした要領を改めて周知徹底することなどにより、会計年度任用職員の適切な求人や採用が行われるよう努めてまいります。

次に、会計年度任用職員が安心して働けるよう、どのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

会計年度任用職員の皆さんに安心して勤務いただくため、まずは採用時に任用期間、業務内容や労働条件等を明示した労働条件通知書を交付し、各所属において、疑問点やその解消を含め、丁寧な説明を行うこととしております。また、会計年度任用職員について、例えば、業績評価制度に基づく上司との面談等を通じ、業務の進捗状況や業務上の悩み、希望等を聞き取るようにしているところでございます。

こうした取組について改めて周知するとともに、今後、管理職のマネジメント向上のための研修の対象者を拡充していくこととしてございます。こうした研修の機会を捉え、会計年度任用職員を含め、職員が安心して働ける職場となるよう適切な労務管理について徹底してまいります。

以上でございます。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）御答弁をいただきましたが、人権条例に関しましては、2年前の令和5年2月定例会におきまして、私どもと行動を共にしていらした熊谷元尋前議員から質問がありました。これに対して、当時の県民文化部長が答弁されています。御紹介したいと思います。

〔長野県では、平成22年2月に長野県の人権政策の基本的な考え方や方向性を示した長野県人権政策推進基本方針を策定していますが、策定から既に13年〕、つまり今は15年なのですが、[社会情勢が変化する中で、基本方針は10年以上も変わらず、冊子の写真は前知事です。見直す必要があると思いますが、見解を伺います]との質問に、当時の部長からは、長野県人権政策推進基本方針の見直しについては、平成22年2月に基本方針を策定した後、平成28

年に、いわゆる人権三法と言われております障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が制定され、また、県においても、犯罪被害者等支援条例、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例を制定するなど、法律等の整備が進んできております。また、性的マイノリティーや新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷や、差別的な取扱い、インターネットへの悪質な書き込みなど、人権を脅かす事象も発生しています。人権課題は一層多様化、複雑化してきております。これまで以上に県民一人一人が人権を尊重した取組が進むようにというような御答弁をいただいております。今、直江県民文化部長からも御答弁いただきましたけれども、時間はかかるかもしれませんが、丁寧に議論を深めて、条例の制定に努めていただきたいと要望しておきます。

次に、ガソリン価格高騰についてお聞きしたいと思います。

この問題に関しては、昨日まで質問を準備し、通告しておりましたが、状況が変化しました。質問に対しての明快な答弁を求めたいと思います。

長野県のガソリン高値の状況は全国的に認識されるようになっております。市場単価はどうすれば安くなるのか。例えば、共同購入の形態などで価格を抑え、値引きにつながるかとか、小売業者との価格交渉は誰にもできないのかといった声が県民から寄せられることもあります。団体の業務用に一定量を消費するようなケースを想定した値引き交渉が県民のためにできないかとか、どこが行えば値下げが可能になるのかなど、地域社会において議論する場面が増えております。

以下、質問します。

県内のガソリン価格が長期間高値で推移しておりますが、県民には負担感が募り、不安を拭えない状態が続いています。これによる県民生活や県内経済への影響をどのように捉えているかを田中産業労働部長に聞きます。

県の公用車、警察や教育委員会の車両における年間のガソリンの契約についてお聞きします。業務に使う車に必要な燃料として一定量の需要があり、契約方法はどのように行われているか、伺います。その上で、公共調達原則の観点から、どのような契約方法が望ましいと考えるか。以上を尾島会計局長にお聞きします。

知事に伺います。

今般、ガソリン価格の事前調整疑惑について報道されていますが、こうした疑惑に対し県はどのように対応するのか、伺います。また、長野県石油商業組合に対して公正取引委員会の立入検査が昨日行われたとの報道がありましたが、このことについて知事の所感を伺います。

続けて、身寄り問題についてお聞きしてまいります。

身寄りのない人が増えております。単身者社会になっています。お一人様というライフスタ

イルが一定認められるようになって、老後を家族なく迎える単身高齢者は今後増えることが予想されます。今、単身世帯が4割超の日本社会と言われておりますが、行政の支援を必要とするケースについて、以下2点を笹渕健康福祉部長にお聞きします。

障がい者が青年期を経て中高年となったときに、支えとなる家族が先立ち、自立した社会生活をどのように送るのかといった不安や心配が当事者家族に突きつけられます。自立支援のための法制度もありますが、地域で生きていくには、様々な資源に支えられる取組が求められると思います。親亡き後も含めたライフプランを描ける長野県であるための県の支援について伺います。

家族や親族を頼れず、地域とも疎遠となり、生活困窮から抜け出せない人の孤立を解消するための重層的支援は、県内でも取組が始まっております。この重層的支援体制整備事業に関して、市町村の取組状況や県の取組についてお聞きします。

次に、二地域居住について。

交流人口を増やしたり、県外から移住者を積極的に受け入れたりすることは、人口減少社会に一定の効果をもたらすと考えられる一方で、住民登録や行政サービス、学籍や選挙権の行使、自治会のルールや防災対策など、拠点を複数持つことによる課題も多いと感じ、以下、お聞きしたいと思います。

住民票、住民登録をどこに置くのか。住民税をどこで払うのか。児童生徒といった学齢期の子がいる場合、学籍をどうするのか。未就学の場合は、保育サービスをどうするのか。乳幼児健診や予防接種などを受ける場合どうなるか。選挙権行使はどのようになるのか。ごみをどう捨てるのか。災害時の支援や防災対策、そして、治安や防犯対策はどのようになるのか。

これらを踏まえ、フリーライダーではなく、マルチハビタントとして、地域居住者、レジデンスとうまくやっていけるような住民登録の制度設計は不可欠です。二拠点生活が円滑に進むために、こうした課題に対して県としてどのように分析し、取り組んでいくか。中村企画振興部長にお聞きします。

農業ワーキングホリデーのようなお試し移住から長野県への定住に結びつけることも重要であり、将来的に本拠地を長野県に選んでもらうための取組についてどのように考えるか、知事に伺います。

次に、宿泊税についてお聞きします。

宿泊税導入の検討については、昨年から、本会議のみならず、常任委員会でも議論が重ねられてきました。また、県が開いた観光業界や関係者をはじめとする県民が出席した説明会でも活発な意見交換が交わされ、このたび、県として、税額を、制度開始3年間200円、定額300円、また、免税点を6,000円と示し、一定の着地点が見いだされたと認識しています。

知事にお聞きします。

今定例会で条例案が提出されている宿泊税では、税額や免税点については具体的な数字を定めておりますが、用途については具体的な内容が示されていません。新しく長野県に限定した目的税を導入するに当たり、用途についても県民に明確に示すべきと考えるが、いかがでしょうか。午前中の風間議員からの質問にも重なりますが、私としましては、用途が後づけとなっている印象を持っております。改めて簡潔で明快な御答弁をお願いします。

観光スポーツ部長にお聞きします。

課税免除の規定については、幼稚園、小学生から大学生の教育活動または研究活動として宿泊する場合、保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合、これは、学校、施設の長が証明するものに限るとしてあります。私は、子育て支援の観点から、より踏み込んで検討するべきと考えます。部活動の地域移行により、学校単位で行われないクラブ形式のスポーツや文化活動での合宿や遠征、様々な表現活動のスポーツや文化芸術活動も子供が参加するなら対象とするべきと考えますが、いかがでしょうか。加藤観光スポーツ部長にお聞きします。

宿泊税の徴収の公平を期すために、無許可営業の事業者の捕捉は必要と考えますが、大変な労力やコストを要するのではないかと懸念します。これに対する取組について笹渕健康福祉部長にお聞きします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私にはガソリン価格の高止まりによる影響についてのお尋ねでございます。

ガソリンを含む燃料油価格の高騰は、県民生活の移動に欠かせない自動車の燃料代をはじめ、家計負担を増加させているほか、産業面においても幅広い業種で企業収益を圧迫する要因になっているところでございます。特に、運送事業者は、経費に占める燃料費の割合が約15%と高いことから、厳しい経営を強いられているものと認識しております。

また、製造業を対象に県が行っております景気動向調査では、原油高による樹脂といった素材や潤滑油の値上がり、輸送コストの増加によって収益性が低下しているという声も聞いているところでございます。

中小企業庁の調査によれば、全産業における令和6年4月から9月末までの期間の燃料油を含むエネルギー費の価格転嫁率は44.4%で、原材料費の転嫁率と比較して約7ポイント低い水準にあることから、価格交渉・転嫁へのさらなる機運醸成と併せ、省力化など生産性向上や価格転嫁の支援に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔会計管理者兼会計局長尾島信久君登壇〕

○会計管理者兼会計局長（尾島信久君） 私には公用車の年間のガソリンに係る契約と望ましい契約方法について御質問をいただきました。

現在のガソリンの契約方法は、知事部局と教育委員会では、本庁において災害時の対応や広域的かつ円滑な燃料調達が可能となるよう随意契約を行っておりまして、資源エネルギー庁により公表される長野県価格やガソリンスタンドでの割引価格などを参考に予定価格を設定し、1年間の単価契約を行っているところであります。

次に、地域振興局や高校などの現地機関におきましては、同様に長野県価格や近隣給油所の参考見積りなどによりまして予定価格を設定し、各機関の年間の契約見込額を踏まえ、一般競争入札や公募型見積合わせによりまして単価契約を行っているところであります。契約後は、毎月長野県価格を確認し、必要により受発注者間で協議の上、契約変更を行っているところであります。また、警察本部につきましては、本庁と同様の随意契約による単価契約を行っていると承知してございます。

地方公共団体の調達には、一般競争入札を原則としておりますが、災害時の燃料の供給拠点の維持が可能となる場合など、その性質や目的が競争入札に適さない場合などには随意契約ができることとなっております。

今後とも、個々の契約に当たっては、事業の目的や内容などに十分留意し、公正かつ適正で効率的な契約方法となるよう意を用いてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 3点御質問を頂戴いたしました。

まず、ガソリン価格に関連して、事前調整疑惑の報道に対しどう対応するのか。そして、公正取引委員会の立入検査が行われたとの報道についての所感という御質問でございます。

まず、ガソリン価格の事前調整疑いに係る報道につきましては、事実であれば極めて重大な問題だというふうに受け止めております。このため、2月6日に、組合に対して、全圏域での事実確認の調査を実施した上で、県民からの信頼回復を図るための今後の対応も含めて報告をしていただくよう求めたところでございます。

また、昨日、公正取引委員会が長野県石油商業組合に対して独占禁止法違反の疑いで立入検査を行ったところでございます。私どもとしては、この調査のための強制権限等を持つ公正取引委員会により実態が早期に解明されることを望みますとともに、組合及び事業者には、今回の事態を真摯に受け止めていただき、調査に全面的に協力いただきたいと考えております。

組合に対しましては、県が依頼した調査の結果について早急に報告するよう求めるとともに、自ら襟を正し、業界に対する信頼回復を図り、県民への説明責任を果たすよう強く求めていき

たいと考えております。

続いて、お試し移住から定住に結びつける取組という御質問でございます。

国の調査を見ますと、関係人口のうち、実際に地域に足を運び、行事への参加や交流など地域との関わりが多い方については、その地域への移住意欲が高いということが示されています。

このため、移住・定住促進のため、大都市圏の方々に信州暮らしを体験いただけるよう、これまでも都市部のIT人材に移転費等を補助するおためしナガノ、空き家DIYをイベントにし、都市部と地域の住民が交流する共創人口構築事業などに取り組んできたところでございます。

また、これまでも仕事と暮らしの情報提供を行う「信州で暮らす働くフェア」の実施や県内の地域おこし協力隊員に向けた研修会、交流会等によるネットワークづくりを通じた定着促進などを行ってきたところであります。

今後とも、お試し移住等を体験された方々などに長野県を移住・二地域居住先として選んでいただくことができるよう、仕事や住まい等の情報提供やつながりの創出など手厚いサポートを行うよう取り組んでいきたいと考えております。

最後に、宿泊税に関連して、使途についても県民に明確に示すべきと考えるがいかがという御質問でございます。

税の使途については、制度案で、包括的ではありますが、一定の方向性をお示しさせていただきました。世界水準の山岳高原観光地づくりのために重点的に取り組む施策として、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入れ環境整備、観光振興体制の充実、そして、市町村に対する交付金という形で活用したいというふうに考えております。

森林づくり県民税等では、確かにかなり具体的に使途をお示しさせていただいておりますが、今回、宿泊税については、観光を使途としても、交通等も含めてかなり広い使途が想定されるということがあります。例えば、森林づくり県民税のような場合は、間伐だとか、再造林だとか、かなり長期的にほぼ固定されるような使途が多いわけですが、観光については、社会経済環境の変動等によって必要とされる施策も変わってき得るということで、包括的な方向性をお示すると同時に、意見交換の場においては、取組例ということで、こういうものをこれぐらいやればこれぐらの経費がかかるといったような規模感もお示した上で御議論いただけたところでございます。

今後は、この使途については、御指摘のとおり、具体的なものにしていかなければいけないわけですので、観光振興審議会に設置する宿泊税活用部会、これは仮称でありますけれども、そこで、関係者の皆様方の御意見もお伺いしながら、仮称観光ビジョンを取りまとめて、その中で具体的な使途について定めていきたいというふうに思っております。その上で、個別

具体的な事業については、これは県の予算案を通じて事業を行うわけでありますので、県議会の皆様方に御議決をいただくという形になります。

引き続き多くの関係者の皆様方の御理解の下、この宿泊税の制度の確立、そして実施に向けた準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には3点お尋ねがございました。

初めに、身寄り問題に関連して、障がい者のライフプランに対する県の支援についてでございます。

県が令和4年に実施した障がいのある方の実態調査の結果によると、悩み事として自分の老後のことを40%の方が挙げられており、親亡き後も含むライフプランを描ける環境づくりは重要な課題と認識しております。

そのため、昨年3月に策定した障がい者プランでは、地域生活を支えるサービス基盤の充実を重点施策の一つに位置づけ、相談支援体制の強化や障がい福祉サービスの提供基盤の整備を促進しているところでございます。

具体的には、障がい福祉サービスを利用する障がいのある方がライフプランを描くことができるよう、相談支援専門員が本人の意思決定を支援しながら、その家族、支援者等と共に将来の生活をイメージした上でサービス等利用計画を作成しております。県としては、引き続き、相談支援専門員のスキルアップの支援等を通じて、本人の希望に沿った人生設計ができる環境整備を推進してまいります。

また、県では、親亡き後を見据え、障がいのある人が自ら希望する地域で安心して暮らせるサービス提供基盤を構築するため、市町村が主体となって取り組む地域生活支援拠点等の整備を後押しし、ほぼ全ての市町村で整備されております。現在、様々なニーズに応えられるよう、拠点へのコーディネーター配置経費の一部を支援するなど、その機能強化に取り組んでいるところでございます。今後も、市町村と共に、障がいのある人がライフプランに基づき、生きがいを持てる暮らしや、安心して老後を迎えられる社会の実現を目指して取組を推進してまいります。

次に、生活困窮者に対する重層的支援についてでございます。

複数の課題を抱える住民に対し、組織の縦割りを超えてワンストップ的に支援を行う重層的支援体制整備事業につきましては、令和3年度より市町村事業として社会福祉法に位置づけられております。

この事業では、生活困窮で孤立している方などに対し直接支援を届けるアウトリーチ的支援

が必須となっており、今年度は、長野市、松本市など11市町村が実施しております。実施市町村においては、食料支援などの独自の取組や民生委員など関係者との連携により、孤立している方を支援につなげる取組を行っているところでございます。

また、県においては、市町村への支援として、これまで、事業実施に向けた市町村説明会やフォーラム、事業の中核となる支援者育成のための研修などを実施してまいりました。県としては、引き続き、このような取組に加え、生活就労支援センター「まいさぼ」等の関係機関や市町村とも連携し、生活にお困りの方の状況に応じた支援に取り組んでまいります。

続いて、宿泊税に関連して、無許可営業者への対応についてでございます。

これまで、県では、宿泊施設の無許可営業者を住民からの通報を契機として把握し、必要な指導を行ってきたところでございます。宿泊税の導入に向けては、許可を受けている事業者との徴収の公平を期するため、新たに外部事業者へ委託し、無許可営業者に対するインターネット上での監視及び情報収集を実施してまいります。こうした取組を通じ、積極的に無許可営業者の把握を進め、事案に即した適切な指導を行ってまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には拠点を複数持つことによる二地域居住の課題への対応について御質問をいただきました。

二地域居住の促進に向け、昨年4月、県内全市町村に対してアンケート調査を行いました。その結果、二地域居住の地域への効果を感じ、期待する市町村がある一方、課題として、住民税は増えないが、ごみ処理等のコストは負担になる。また、多くの行政サービスは定住前提で、二地域居住者が使えない。また、地域住民とのあつれきが不安などの意見が挙がりました。それを踏まえ、県では、政府・与党のヒアリングの機会を捉え、定住を前提としない社会制度への変革について検討を要望したところです。

また、昨年10月に立ち上がった全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームにおいても県は共同代表を務めておりますが、ここでも二地域居住者の登録制度、二地域居住者への地域サービス支出への負担、地域コミュニティーの参画の在り方などについて同様の課題意識を持つ自治体や民間企業等と検討していくこととしております。さらに、地域のルールや行事等を記載した「地域の教科書」作成支援等により、移住者や二地域居住者等と地域住民の理解促進を図ってまいることとしております。

国においては、居住地以外の自治体に登録できる制度、いわゆるふるさと住民登録制度の検討など、新たな制度創設の動きがあると承知しております。こうした動きも踏まえながら、全国の自治体等と国へ提言していくとともに、交流人口の増加に向けて県と市町村が積極的に取

り組めるよう、二地域居住に関する施策を県としても進めてまいりたいと考えております。  
以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には、宿泊税に関しまして、クラブ形式のスポーツや文化活動における課税免除についての御質問でございます。

課税免除につきましては、税の公平性の観点から公益上の理由が求められるとともに、簡素な制度にするため、特別徴収義務者であります宿泊事業者にとって課税免除に係る事務が煩雑にならないようにする必要がございます。

今般お示ししました宿泊税条例案におきましては、学校教育の公益性や重要性に鑑みまして、修学旅行などの学校行事に加え、学校の管理下にあると認められる合宿や課外活動につきまして、学校長などが証明したものに限り課税免除にしたところでございます。

御提案いただきました部活動の地域移行後のスポーツ・文化芸術活動につきましては、教育的意義を有する活動ではございますけれども、学校外の活動であるため、民間のクラブチームなどとの区分が困難なことから、現時点では課税免除の対象とはしておりません。

一方で、現在、国の有識者会議におきまして、部活動が地域移行した地域クラブと民間のクラブチームとの区別や質を担保する観点などから、地域クラブ活動の定義や要件、認定主体、認定方法などが検討されると承知しており、今後、その動向を踏まえ、スポーツ関係者や宿泊事業者などの声もお聞きしながら検討してまいります。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）御答弁いただきました二拠点生活なのですけれども、市町村によっては、税を納める義務と権利の行使というところでなかなか合意が取りにくいやに想像ができます。

私どもの会派で北信地方の村に視察に行ったときに、その村の職員になるに当たって、村に住まなければ職員を務められないということをお聞きしたことがあります。もちろん、居住の自由ということも憲法では定められてはいると思いますけれども、住民税をどこに納めるかということそのぐらい非常にシビアに捉えているところもあります。

一方で、二拠点生活について、セカンドハウス、別荘として所有し、避暑や保養に活用されてきた歴史が長野県でも存在しますし、都会から高齢者が県内老人施設に入所するケースとか、進学のために親元を離れて県外等で生活する若者も、広く捉えれば一時的に移住していると呼べるというふうに思います。

2011年に東日本大震災で発生した原発事故の地元からの避難生活を余儀なくされた人たちも、二拠点生活をせざるを得なかった。こういう経験が、今回の総務省の検討にも生かされ、議論の中で積み上げられているとお聞きしています。二拠点生活の利点を生かすためにも、課題を

しっかり整理して、スムーズな暮らしを送れるように環境整備を進めていただきたいと要望します。

では、水道事業の広域化についてお聞きします。

改革信州は、1月22日、上田市内で県政対話集会を開催し、地元市民をはじめ150人が参加、活発な意見交換が行われました。フロアからは、県営水道広域化に対する意見や質問が集中し、地域住民が水道の在り方について強い関心や手法に関しての要望をしっかりと持っていらっしゃることが浮き彫りになりました。会派としてこの県民対話の重要性を改めて認識するとともに、地元住民の疑問や希望に向き合って受け止めることと、このたびの広域化について、その進め方や枠組み、将来像に対する対応等、場合によっては丁寧に説明する必要があると考えます。

そこで、2点を吉沢公営企業管理者にお聞きします。

上田・長野地域では、県内他地域に先駆けて水道事業の広域化の検討を開始し、今年度からは、関係団体で構成する協議会を設置し、具体的な協議を実施していますが、上田・長野地域を対象エリアとして広域化の検討を行うこととなった経緯と理由、これまでの協議内容について伺います。

もう一つは、検討、協議に関して、一部地域の住民からは疑問や不安の声が上がっておりますが、このことについて協議会としてどのように考えていますか。また、こうした状況なども踏まえ、今後どのように協議を進めていくか、お聞きします。

ジェンダーギャップの解消についてお尋ねします。

ジェンダーという言葉が長野県議会の本会議や委員会で初めて登場したのは、平成9年(1997年)、牛山好子元議員からの質問に発せられ、牛山さんは、男女共同参画に関する質問において、ジェンダー、性差による差別の平等化について述べられていました。当時、学校における名簿の男女別記載が当たり前だったのを男女混合記載方式に変えたことなどがジェンダー課題の解消において主流だったと記憶しております。

ただ、ジェンダー意識の理解やジェンダーという語を使うとき、まだ個人差は大きいと思います。性差に対し理解を深め、知る機会となることを目指して、以下、質問させていただきます。

初めに、加藤観光スポーツ部長にお聞きします。新年度、アスリート支援で女性競技者の健康課題を科学的に応援するとのことだが、現状と課題についてお聞きします。

次に、武田教育長には、男女平等や男女の性差等について学校ではどのような学習が行われているか、現状を伺います。

次に、2点につきまして直江県民文化部長に御見解をお聞きします。

男女共同参画審議会において第6次計画の策定作業を進めているとのことですが、策定の過

程において、一人でも多くの県民の意見を聞き、実効性のある計画にしていく必要があると考えます。また、男女共同参画の計画の中に、産む性が尊重され、自己決定権の醸成を助けることや、包括的な性知識の学習や情報提供、望まない妊娠への対応策、健やかで良好なパートナーシップの構築などを位置づけ、盛り込むべきとの意見があります。こうした内容を計画にどのように反映していくのか、お伺いいたします。

次に、来年度も引き続き、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会をベースに意見交換が計画されておりますが、これまでの実績について知事にお伺いします。ジェンダーギャップ解消のためと掲げるのであれば、ここで得られた成果を今後どのように生かしていくかをお答えいただきたいと思います。

来年度のジェンダーギャップ解消の取組を見ますと、決して十分であるとは感じられません。知事は、ジェンダーギャップや固定的性別役割分担をどのように理解されているか、ぜひお聞きしたいと思います。それを踏まえ、ジェンダーギャップの現状と課題、固定的性別役割分担をどう捉え、改善していくべきと考えますか。これも知事に御所見をお尋ねします。

副知事の任用については、私ども会派から女性副知事の登用をこれまで要望してまいりましたが、今回の副知事選任の検討経過について阿部知事に伺いたいと思います。

平成8年2月定例会本会議の代表質問で女性副知事の登用について知事に質問されたのは、森司朗元議員でした。既に鬼籍に入られましたが、森さんは、「男女が対等に政治的・経済的・社会的及び文化活動に参画することが保障される社会が、男女共同参画社会であります。この男女共同参画社会の形成に当たっては、より住民に密接な関わりを持つ地方公共団体の役割が非常に大きいことから、地方公共団体、関係団体が連携しながら進めることが必要であると言われております。21世紀を展望する場合、男女共同参画社会を視野に入れた諸施策の展開を図っていかなければなりません。今後は、男女共同参画社会づくりや女性の社会的な地位の向上にインパクトを与え、女性の感性を行政に反映させるためにも、女性副知事の新たな登用をぜひ決断してほしいと考えております」と求めていらっしゃいました。30年近く前の当時から男性議員が演壇で述べられていることは、私たちの会派要望の系譜につながっていると、今さらながらでございますが、実感しています。知事に答弁を求めます。

最後の質問です。県財政の持続性についてお尋ねします。

県税の税込145億円をはじめ、好調な税収の増加を背景に、裁量的経費の162億円増が見込まれており、知事が積極的に推進したい施策に予算配分がされたと推測できますが、税収の状況が継続的なものとは言えず、また、金利上昇の局面に入っている中で、今後、裁量的経費の水準を維持できるかは不透明です。

一方で、人口減少対策、気候変動対策など、喫緊の課題に向き合うことは待ったなしの状況

です。しかし、金利上昇への対応も含め、課題解決のための財政運営の持続可能性について、これも知事に考えをお伺いしたいと思います。

人口減少対策や気候変動対策については自治体対応の積み重ねが欠かせませんが、地方財政は国のコントロールの下に置かれており、自治体は思い切った対応ができない状況にあります。特に、県のような中間自治体においてこの傾向は顕著であると言えますが、自治強化のため、財源確保を含めた地方財政の改革は急務であると考えます。所見を阿部知事に伺います。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 上田・長野地域の水道事業の広域化について2点御質問をいただきました。

まず、これまでの経過と協議内容についてです。

当地域における水道事業の在り方については、平成時代から議論されてきましたが、令和2年度に厚生労働省が実施した検討・調査が現在の協議の直接的なきっかけとなっています。

この調査結果及び関係市町の首長からの要望を受けて、令和3年7月には、長野市、上田市、千曲市、坂城町に県企業局が参加し、上田長野地域水道事業広域化研究会が設置され、令和4年度から5年度にかけて、広域化に伴う水運用や施設整備計画、事業統合を行った場合の財政効果などの基礎調査に基づく検討や、各市町の住民等を対象にした説明会やアンケート調査、シンポジウムや広報紙等を活用した情報提供に取り組んできました。

この間、令和4年度末には、県の水道ビジョンが改定され、当地域について、関係団体による事業統合を含めた連携の検討を進めるとの方向性が整理され、研究会での検討などから、当地域でも人口減少に伴う料金収入の大幅な減少や施設の維持・更新費用の増加、事業を支える専門人材不足が見込まれ、事業体単独での運営が困難であること、また、シミュレーションで各団体とも統合効果が見込まれ、住民アンケート結果からも一定の理解が得られていることなどから、関係団体の首長等による上田長野地域水道事業広域化協議会を設置し、具体の検討協議を進めることとなりました。

昨年4月に発足した協議会においては、事業統合を行う場合の業務運営などの基本的な方向性を整理した基本計画素案や施設整備計画、財政効果などに関するシミュレーションの見直しについて協議をしてきています。その内容等について、昨年11月から今年1月にかけて住民説明会や意見募集を行い、現在御意見等に関する整理・検討を行っているところです。

次に、協議等に関する住民からの疑問などに対する協議会の考えや今後の協議の進め方についてです。

ただいま申し上げました住民説明会については、13回の開催で約530人の参加、意見募集に対しては140件あまりの御意見をいただきました。この中では、将来の負担増を抑えながらも

安定した水道の供給が続けられる体制の整備が重要。また、広域化して施設の耐震化などの課題になるべく早く取り組んでほしいといった声と同時に、なぜ上田から長野地域の枠組みでの統合を検討するのか。下流域での施設整備に対する上流域の財政負担は合理的なのか。また、簡単に判断はできないので時間をかけて検討してほしいといった御意見も出されています。

これらに関し、2月1日の協議会では、構成員である各首長から、単独の市町ということではなく、当地域の水運用や水源の課題、老朽化施設のダウンサイジング等全体を考慮した枠組みを検討しており、地域全体で負担を考え、利益を享受し、課題を解決していくという捉え方が重要。また、これまでの住民アンケートなどから、広く賛同を得ているという認識であり、こうした期待に応え、スケジュール感を持って取り組むことが大切との意見が出されました。同時に、各地域の状況も考慮して、住民の皆様きちんと説明を行いながら理解を得ていくことが大切との認識が共有され、協議スケジュールの見直しについて合意がなされたところです。

当地域の広域化は、かなり広いエリアでの事業統合の検討であり、それぞれの地域の水源地の歴史ですとか水運用の事情も異なることから、様々な御意見があるものと承知しておりますが、人口減少下で単独事業体での経営継続が困難な状況や、統合した場合の事業計画の内容やその効果などにつきまして、協議の各段階において実施方法なども工夫しながら丁寧な説明を行い、取組の本旨である将来にわたり安定して水道水を供給できる基盤整備の在り方について御理解をいただけるよう努めながら協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には女性アスリートの健康課題の現状などについての御質問でございました。

女性特有の健康課題は、競技力向上にも大きな影響を与える要素であると認識しており、また、選手強化に関わる医科学関係者からは、女性アスリートが自らの健康課題を認識しつつも、競技団体の強化担当者とは共有ができていないため、効果的な選手強化につなげにくいとの御指摘もございました。

こうした状況を踏まえまして、女性アスリートが自らの健康課題を正しく把握し、競技団体はその課題を共有して強化策に取り組めるよう、来年度から新たに競技団体を通じて女性アスリートが行う血液検査などのメディカルチェックに係る経費を支援することといたしました。女性アスリートが健康に関して不安なく充実した競技生活を送れる環境整備を進めることによりまして、信州やまなみ国スポに向けた女性種別の強化策も効果的なものになると考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）男女平等や男女性差の学校における学習の現状についてのお尋ねでございます。

学校では、家族間で協力・協働して家庭生活を営む必要があることや、異性を尊重して人間関係を築き、男女が共同して社会に参画するためのルールやマナーについて理解することなどの学習を、男女共同参画の理念を踏まえ、男女平等や男女の性差等について様々な教育活動を通して指導をしているところでございます。また、議員から御指摘いただきました男女混合名簿の使用や、性別によらない児童会・生徒会役員の選出などが当たり前のものとして定着しているところでございます。さらに、性別にとらわれない制服の在り方を生徒が主体となって検討する取組も見られるようになってまいりました。

県教育委員会といたしましては、全ての男女が対等な構成員として協働し合う社会を構成する意識を児童生徒に育むよう、今後も取り組んでまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には男女共同参画計画に関しまして2点質問を頂戴いたしました。

最初に、計画の策定過程で県民の意見を聞き、実効性のある計画にすることについてでございます。

令和8年度を初年度といたします第6次長野県男女共同参画計画につきましては、昨年12月、長野県男女共同参画審議会に諮問し、策定に着手いたしました。ジェンダーギャップや性別による固定的役割分担意識をなくし、多様な価値観が認められ、誰もが自分らしく活躍できる社会を実現するためには県民一体となった取組が必要であり、策定の過程で多くの県民の皆様の御意見をお聞きし、計画に反映させていただくことが重要と認識しております。

このため、まずは昨年の8月から9月にかけて、満18歳以上の県民の皆様を対象に、男女共同参画に関する意識調査を実施し、固定的性別役割分担意識やワーク・ライフ・バランスなどについて942名の皆様から御回答をいただきました。また、同時期に実施いたしましたこれからの社会の担い手となる県内高校生を対象にした意識調査では、家庭での役割分担に加え、進路選択や理想の働き方などもお聞きし、1,769名の皆様から御回答をいただきました。

加えて、男女共同参画の現状や課題、次期計画において取り組むべき事項について本年1月から2月にかけて市町村や関係団体からの意見聴取を実施し、約150件の御意見をいただいております。これらの結果を計画に反映してまいりたいと考えております。

今後、審議会において議論を深めていただくとともに、未来のNAGANO創造県民会議との連携も視野に、引き続き機会を捉えて県民の皆様から御意見を丁寧にお聞きし、具体的な施

策に反映させ、実効性のある計画となるよう検討を進めてまいります。

次に、包括的な性知識の学習や情報提供などの計画への反映についてでございます。

議員御指摘の点につきましては、現行の第5次計画におきましても、基本理念に「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」を位置づけるとともに、重点目標の一つに「あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援」を掲げ、取組を進めているところでございます。

具体的には、これまで、にんしんSOSながのにおける予期せぬ妊娠への相談や、DV防止対策の推進などに取り組んできたところであり、加えて、来年度は、若者が主体的に人生設計を考えられるよう、プレコンセプションケアの視点も含めた大学生や若手社会人向けのライフデザインセミナーの充実などにも取り組むこととしております。

これらの第5次計画における取組の成果や課題、そして、先ほど答弁いたしました意識調査や関係団体等への意見聴取の結果を踏まえるとともに、審議会の意見をお聞きしながら、次期計画へ盛り込む内容を検討してまいります。

また、第6次計画の策定に当たりましては、男女共同参画計画とDV防止基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の2計画を統合の上、一体的に策定いたします。これにより、第6次計画に御指摘の視点をより明確に位置づけ、男女共同参画に関わる様々な施策を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には5点御質問を頂戴いたしました。

まず、ジェンダーギャップの解消についてというテーマで、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会の実績と得られた成果を今後どう生かすかという御質問でございます。

女性が自分らしく暮らし、働き続けることができる環境を整えていくためには、やはりそれぞれの職場や組織のリーダーの皆さんの意識改革や行動変容が重要だというふうに考えております。こうしたことから、私を含め3名の方に発起人になっていただいてこの会を発足し、現在66名の方に御参加いただいているところでございます。これまで3回のリーダーミーティングを開催して取組や課題を共有し、リーダーの皆様方の意識改革、行動変容をしていただく契機としてきたところでございます。

こうしたことを通じて、例えば、新たにメンターを活用したり、あるいは休暇の取得促進に向けた環境整備の検討を開始したりと、様々な動きが出てきていると承知しております。今後、このリーダーの会については、参加者の皆様方の考え方も踏まえながら運営していきたいというふうに思いますが、こうした中で、各企業の具体的な取組の好事例やアイデアも出てきているところであります。これは、メンバーだけにとどめておくのはもったいないというふうに

思っておりますので、こうした好事例を広く関係団体等を通じて共有することによって、より多くの職場や組織で具体的な動きが起きるようにしていきたいというふうに思っております。

引き続きこの会そのものの参加者の拡大を図っていきたいというふうに思いますし、また、メンバーの皆様方と共に女性から選ばれる長野県づくりのための取組、具体的な取組と一緒に考えていきたいと考えております。

続いて、ジェンダーギャップの現状と課題、それから、固定的性別役割分担をどう捉え改善していくべきかと考えるかという御質問でございます。

令和6年3月発表の都道府県版ジェンダーギャップ指数は、政治、行政、教育、経済の4分野全てで本県の指数、順位は上昇いたしました。管理職への女性登用率など、依然として低い項目もございます。県民の皆様方からも、男性は仕事、女性は家庭といった職場や地域社会での固定的な性別役割分担意識が窮屈、また、男女とも自分の価値観に応じた柔軟な働き方や生き方ができることが重要といった御意見を頂戴しているところでありますし、今年度県が実施した県民意識調査においても、性別によって役割を固定する考え方がいまだ根強く残っているということが確認されました。性別によって役割を固定する考え方について、「賛成」または「どちらかといえば賛成」の合計が約19%という状況であります。非常に遅れていると言わざるを得ないのではないかとこのように思います。

こうした状況を何とか変えていかなければいけないわけですが、県としては、まず自ら率先して女性管理職の登用等に取り組んでいきたいと思っております。副知事の御質問もいただきましたけれども、私が就任した際の県の女性管理職は、部長は0人、課長相当職19人という状況でありましたが、今年度は、部長相当職9人、課長相当職89人まで女性が増加してきているわけでありまして、特別職、行政委員会の委員等の皆さんは、私が知事に就任した平成22年、私が知事になる前の4月1日の数字が4名、今の数字は14名ということで、全体の約4割以上という状況まで増やしてきています。

こうした取組はさらに進めていきたいというふうに思っておりますし、また、市町村ごとにジェンダーギャップの可視化をしていきたいと思っております。元気づくり支援金も活用して、女性リーダーの増加・定着に向けた取組も支援していきたいと考えております。

一方で、こうした取組は、行政だけではなかなかできないことがたくさんあります。先ほどのリーダーの会も活用していかなければいけないと思っておりますし、もう一つ、信州未来共創戦略を取りまとめたいただいた未来のNAGANO創造県民会議、ここの皆さんともぜひ問題意識を共有して取り組んでいきたいというふうに思います。

先日、ある団体の方が私のところに来て寸劇を披露されました。女性が自治会長になるという寸劇でありましたが、劇なので、パートナーの男性の意識や、その自治会のほかのメンバー、

特に男性の人たちの女性に対する偏見を持ったような意識、これは、我々はこうした場でなかなかストレートに言いつらいところではありますが、そうした寸劇を通じてかなり率直な問題提起をしていただいたところです。我々がこうしたことを県民の皆様方と一緒にやっていくことが必要だというふうに思いますし、こうしたことができるのがまさに県民会議の場ではないかというふうに思っております。

固定的性別役割分担意識は、行政が普通に普及啓発活動を行っても、簡単に変わるものではないと思います。日々の暮らしの中や職場の働き方の中で根強く定着してしまっているわけがありますので、我々としては、この県民会議の場を広く問題意識を共有していただく場として活用しながら、一緒になって取組を進めていきたいと考えております。

それから、副知事の選任の検討経過という御質問でございます。

昨年2月定例会、花岡議員の御質問に、私は、副知事の登用については、性別にかかわらず、当面する県政課題を踏まえて考えていきたいというふうに答弁させていただいたところがあります。

まさにそのとおり、性別にかかわらず、どういう方が適材か、この間、ずっと考えてまいりました。もちろん、女性も候補者として検討したこともございます。私は、これまでも、加藤副知事、中島副知事と女性の副知事を登用しておりますので、男性でなければいけないとか女性でなければいけないということは全く考えておりません。ただ、今の課題を考えたときに、県土のグランドデザインやDXを推進するという観点から、今回、同意議案として提案させていただいております新田現建設部長が最適任ということで判断させていただいたところであり、ぜひ御同意いただけますようお願い申し上げたいと思っております。

それから、県財政の持続性に関連して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、今後金利上昇局面に入っていくことも含めて、課題解決のための財政運営の持続可能性についての考えを問うという御質問でございます。

まず、御質問の中に、裁量的経費ということで162億円お示しいただきましたが、これは、令和7年度予算案における義務的経費以外を指されているというふうに受け止めております。その中身を少し申し上げますと、税収増に伴う税の交付金の増加や定年の引上げに伴う退職手当基金への積立てといったようなものも多く含まれておりまして、必ずしも裁量的ということではないものがたくさんありますので、そこはまず御理解いただければというふうに思っております。

こうした中、人口減少、あるいは気候変動をはじめとした様々な課題にしっかり対応していくためには、この財源確保、財政運営は非常に重要だと思っております。御指摘のとおり、私も、県債残高の動向については、財政課とのやり取りの中で毎回しっかり確認させていただ

ております。金利上昇等の懸念もある中で持続可能な財政運営をしていくためには、県債残高等についてしっかり状況を認識しながら予算編成をしていくことが必要だと思っております。

加えて、それに関連して、投資的経費については、今後、高校再編等で学校関係の事業や、これから国民スポーツ大会等もありますので、そうしたものに關わる投資的経費もございませう。こうしたものについては、極力重点化、平準化を図っていかなければいけないというふうに思っております。また、選択と集中による歳出のメリハリづけや、デジタル化、集約化等による業務の効率化にも取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても、単年度単年度で私どもは予算編成をしているわけではありますう、単年度だけ予算が何とか組めればいいという発想は当然持っておりませう。中長期的な視点もしっかり持ちながらこれからも健全な財政の維持に努めていきたいと考えております。

そして、最後は地方財政の改革に対する御所見についてという御質問でございませう。

我々地方公共団体が県民の皆様方の御期待に答えていく上で、やはり必要となる財源がしっかり確保されるということが必要だと思っております。そのためには、産業振興等を通じた税源の涵養、あるいは今回提案させていただきました宿泊税のような独自財源の確保にも積極的に取り組んでいくことが必要だというふうに思っております。

それと併せて、この地方財政制度についても、時代の変化に応じた見直しを行っていただくことがやはり必要だというふうに思っております。特に、国と地方の税配分については、国が一度国税で吸い上げて、それを交付税や補助金で地方公共団体に配分するという仕組みが、長い間あまり変わっていない。税収割合は6対4で国の税収のほうが多いわけですが、歳出割合は4対6で逆転するということう、こうしたことがほぼ定着した形になっています。こうしたことうだと、やはり地方の自主性は制約を受けざるを得ないということになります。

地方財源の充実、そして、国と地方間を通じた税財源の在り方については、引き続き分権の観点からも問題提起をしていくということが必要だと思っております。加えて、先ほど風間議員の御質問にも御答弁させていただいたように、今、東京に税収が集まり過ぎているという状況があります。やはりこうした地方間における偏在の問題ということにもしっかり向き合っていくことが必要ではないかというふうに思っております。

いずれにしても、こうした大きな課題は、なかなか長野県単独では動かすことができません。知事会をはじめ、問題意識を共有する知事の皆さんともしっかり課題や方向感を共有し、関係方面への働きかけも含めて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）私は、代表質問は初めてで、どうしても単調なしゃべり方になってしま

いましたが、皆さんにいろいろ聞いていただけたかと思っています。

最後の言葉ですが、先ほど風間議員は本当にすばらしいメッセージを送られたと思うのですが、今知事のお話を聞いていて、ジェンダーギャップに関しては、リテラシーの違いとか、みんなの理解にすごく差があるものですから、私たち議会もしますが、今後、調査や理解の促進のための様々な活動をしていただき、事業としていろいろなものを打ち出していくべきなのではないかというふう感じた次第です。

今、県が多用している「女性と若者から選ばれる」という言葉ですが、なぜ女性だけなのですかね。こういうことを言うと、うるさいねとよく言われるのですけれども、片方の性だけでいいのかなという気づきも、実はジェンダーの意識から生まれることがあります。ただし、政策的に位置づける場合は、特定の言葉、特定のものとして受け取る場合もあるので、一概には言えませんけれども、よく言うアンコンシャスバイアスというものが隠れているのではないかと、その言葉を聞いて私はいつも感じております。

男性も女性も生きやすい社会づくりのためには、いろいろな人の意識に影響がありますので、やはりいろいろなことで合意形成をしていかなければいけないのかなというふう今日改めて感じました。県のお取組をぜひお願いしたいと思います。

今年は、男女雇用機会均等法の制定から40年ということで、女性が仕事をしていくためのいろいろな応援は大分進んだはずなのですけれども、やはり家庭においてケアを担っているのは相変わらず女性だと。これは、国際的に見ても、日本や韓国はその率が非常に高い。これがあまり変わっていないということで、これからさらに男女共同参画の取組を深めていくことはできると思っています。

また、長野県の教育現場では、ちょうど40年前に県内の全ての県立高校が完全に男女共学になった。そういうところから現在に至っているということで、このような節目を振り返って、改めて真のジェンダー平等実現や、人権が尊重されるために、力強く多様な取組が進められることを期待し、そのために私たちも歩みを共にしながら行動していくことをお誓い申し上げ、代表質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（続木幹夫君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明20日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 3 時30分延会